

令和6年度 第1回 市川市自立支援協議会 次第

1 日時

令和6年12月20日（金）10時00分から12時00分まで（予定）

2 場所

市川市急病診療・ふれあいセンター2階 第1・2集会室

3 議題

議題	資料	ページ	目安
(1) 会長・副会長の選任			～ 10:15
(2) 連絡・報告事項 ① 移動支援について	① オンライン意見交換会について	3	～ 10:25
(3) 各部会等の状況について ① 相談支援部会 ② 生活支援部会 ③ 就労支援部会 ④ こども部会 ⑤ 障害者団体連絡会 ⑥ 基幹相談支援センター運営協議会 ⑦ その他（課題等）	① 開催概要 ②-1. 開催概要 ②-2. つながり交流研修実施報告 ②-3. 重心・医ケア児等サポ-ト会議報告 ②-3. 日中活動連絡会報告 ②-4. 居宅支援連絡会報告 ②-5. 高次脳サポート会議報告 ②-6. 拠点等の登録申込み状況等 ③ 開催概要 ④ 開催概要 ⑤ 活動報告 ⑥-1. 開催概要 ⑥-2. えくるの相談支援事業所支援について（案）	4 7 9 13 14 15 16 17 19 21 23 24 27	～ 11:20
(4) 日中サービス支援型指定共同生活 援助事業者に対する評価、要望、助言 等について ① ビーハック日中支援型障がい者 グループホーム市川奉免町 ② Beans 本八幡 ③ リボングループホーム市川日中 支援 ④ グループホームワンコといっし ょ市川大野（日中サービス支援型）	① 共同生活援助について ② 手続の流れ ③ 総評（4事業所分） ④ 報告・評価シート（ビーハック） ⑤ 報告・評価シート（Beans） ⑥ 報告・評価シート（リボン） ⑦ 報告・評価シート（ワンコといっ しょ）	28 32 38 別冊1 別冊2 別冊3 別冊4	～ 12:00

市川市自立支援協議会 構成メンバー名簿

(R6.7.1～R8.3.31)

	氏名		所属	分類
1	朝比奈 ミカ	あさひな みか	社会福祉法人一路会 (がじゅまる+)	相談支援事業者
2	芦田 真伍	あしだ しんご	特定非営利活動法人ほっとハート (基幹相談支援センターえくる)	相談支援事業者
3	石井 仁美	いしい ひとみ	一般財団法人市川市福祉公社 (一般財団法人市川市福祉公社)	相談支援事業者
4	岡部 元輝	おかべ もとき	社会福祉法人いちばん星 (いちばん星相談支援事業所)	相談支援事業者
5	佐藤 京子	さとう きょうこ	特定非営利活動法人ほっとハート (ほっとハート相談支援事業所リンク)	相談支援事業者
6	田邊 勝	たなべ まさる	社会福祉法人市川レンコンの会 (相談支援事業所サポート・レンコン)	相談支援事業者
7	石井 なお子	いしい なお子	一般財団法人市川市福祉公社 (一般財団法人市川市福祉公社)	サービス事業者 (訪問系)
8	森田 美智子	もりた みちこ	社会福祉法人いちばん星	サービス事業者 (日中活動系)
9	岩崎 淳	いわさき じゅん	社会福祉法人一路会 (グループホーム等支援ワーカー)	サービス事業者 (居住系)
10	永井 洋至	ながい ようし	アクトレゾナンス合同会社	サービス事業者 (地域生活支援事業)
11	鎌田 成泰	かまた なるやす	特定非営利活動法人いちされん (市川市障がい者就労支援センターアクセス)	就労支援関係者
12	日比谷 美代子	ひびや みよこ	合同会社自立支援 (ジョブズクラブ・フローラ)	就労支援関係者
13	久保 好子	くぼ よしこ	障害者団体連絡会 (市川市視覚障害者福祉会)	障がい者団体
14	田中 大三	たなか だいぞう	障害者団体連絡会 (市川市ろう者協会)	障がい者団体
15	山本 邦昭	やまもと くにあき	障害者団体連絡会 (そよかぜの会)	障がい者団体
16	田上 昌宏	たがみ まさひろ	障害者団体連絡会 (市川手をつなぐ親の会)	障がい者団体
17	西野 亙	にし の わたる	障害者団体連絡会 (心の健康を守る会家族会 松の木会)	障がい者団体
18	小泉 好子	こいずみ よしこ	障害者団体連絡会 (千葉発達障害児・者親の会「コスモ」)	障がい者団体
19	山崎 泰介	やまざき たいすけ	社会福祉法人市川市社会福祉協議会	権利擁護・地域福祉関係者
20	坪井 幸恵	つばい さちえ	市川市民生委員児童委員協議会	権利擁護・地域福祉関係者
21	徳江 美由起	とくえ みゆき	社会福祉法人春濤会 (こども発達支援センターやわた)	障がい児支援関係者
22	千葉 千江	ちば ちえ	須和田の丘支援学校	障がい児支援関係者
23	小松 秋津	こまつ あきつ	千葉県市川健康福祉センター(市川保健所)	精神保健福祉関係者
24	高木 憲司	たかき けんじ	和洋女子大学家政学部家政福祉学科	学識経験者

移動支援事業に関するオンライン意見交換会（いちかわ移動支援会議）について

医療的ケア児の支援強化のため、移動支援事業の、医療的ケア児の通学にかかる支援要件について令和5年度から検討を続けてきました。

医療的ケア児のみではなく、移動支援全体をよりよい事業とするために、令和7年度事業内容の変更に向けて、部会での検討が行われ、また、下記のとおりオンラインの意見交換が実施されました。

日 時	第1回	令和6年10月7日（月）10時～12時
	第2回	令和6年10月25日（金）13時～15時30分
参加者	第1回	参加者 11名 うち 実施事業者 3名 未実施事業者 2名 相談支援事業者 3名 特別支援学校教師 1名 利用者（家族） 2名
	第2回	参加者 16名 うち 実施事業者 6名 未実施事業者 3名 相談支援事業者 4名 特別支援学校教師 1名 利用者（家族） 2名
主な意見	対象者に関するもの	事業対象者範囲（主に身体障がい者） 事業対象範囲（通所の可否等） 事業対象者の区分（身体介護の有無）他
	事業者に関するもの	事業者の要件 ヘルパーの要件および運転手の扱い 報酬 他
今後の課の対応	課で検討した内容等について随時自立支援協議会（生活支援部会等）にて報告を行う	

相談支援部会 開催概要

0 開催概要

R6年度 第1回 5月9日(木)	部会開催 10:00～12:00
R6年度 第2回 7月11日(木)	部会開催 10:00～11:50
R6年度 第3回 9月12日(木)	部会開催 10:00～11:50
R6年度 第4回 11月14日(木)	部会開催 10:00～12:00

1 課題・問題意識

【IS-net より】

①基本報酬の機能強化型の算定条件に「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」が要件に追加され、市川市では協議会への参画の中に IS-net の研修会も含むという事になった。

②短期入所の利用について…障がい者支援課より短期入所のサービスについては、緊急時でも個別の対応ができなく、月途中での利用日数の変更ができない為、もしもの為に月 30 日の申請をしてほしいと話があった。短期入所以外のサービスはどうなるのか、障がい者支援課からの回答待ちとなっている。

③定期総会 5月31日 参加者：29名

④事業所ツアー 9月19日 フェローズ（就労継続 A 型）、伸栄学習会（就労継続 B 型）

⑤研修会

・9月13日 相談支援専門員の業務について 参加者：16名

・10月24日 虐待防止研修～相談支援機関での虐待防止について～ 参加者：18名

⑥情報交換会 5月31日 障がい者支援課、発達支援課からの情報提供 参加者：30名

【権利擁護連絡会より】

①研修会 3月5日「よりよい支援事業 がじゅまる+」 講師 宮本氏

②定例報告会 4月18日、6月20日、9月6日

内容：社協からの報告、地域連携ネットワーク報告

③家族会 7月29日 後見セミナーに向けた事例検討。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業より】

①代表者会議

・3月7日 病院長や各機関の所長クラスが出席する会議で、病院のソーシャルワーカーより意見を出してもらっており、グループホームへの期待が大きかった。

②にも包括勉強会

・3月15日 精神障害の支援の難しさをひも解くような研修会を行っている。

③実務者会議より

- ・ 5 月 29 日 県庁障害福祉推進課より講義
- ・ 8 月 2 日 GH 連絡協議会合同勉強会「GH からの地域移行」

④にも包括圏域連携コーディネーター会議

- ・ 7 月 22 日、23 日 入院者訪問支援事業についての概要、養成講座募集について。
- ・ 10 月 29 日 県担当者主催

⑤見学、説明会

- ・ 8 月 20 日 国府台病院

⑥市川市における協議の場に向けてのコアミーティング

- ・ 10 月 10 日 市川市障がい者支援課、えくる、メンタルサポートセンター

【相談支援部会で議題になった事】

①**暮らしの場支援会議**…市川市で選考する際、セルフプランの方優先ではなく、平等に選考できるような情報の発信をしてもらえるよう、障がい者支援課に依頼。

②**医師の意見書について**…IS-net から課題として、医師の意見書を記入してくれる医療機関の減少について報告があり。その後医師会に相談し、現在は障がい者支援課と医師会で地域の医療機関へ意見書を作成してもらうための依頼書を作成中。

③**障がい児相談支援のセルフプラン率を下げるための取り組み**として研修会を実施。放課後等デイサービスや児童発達支援事業所を巻き込んだ研修会を実施し、相談支援事業所の運営に関心を持ってもらいたい。3 月に実施予定。和洋女子大学高木先生に講師を依頼し、当事者からの話やグループワークも行う予定。

④**令和 6 年度千葉県相談支援従事者現任研修（インターバル実地研修）の受け入れについて**…昨年度と同じ内容で当日進行する。

2 短期的目標

障がい児相談支援のセルフプラン率の軽減

3 中・長期的目標

相談支援事業所および相談支援専門員の体制作りや、人材育成および質の担保・向上
市川市地域全体における相談支援体制の仕組み作り

4 上記 1 を裏付けるデータ

5 上記 1 に対する方策・取組

各関連会議を主体として、各種研修会等を実施

6 取組の成果

相談支援部会において、関連会議からの報告の場において書面および口頭にて、報告がなされ

ている（市としてはえるの人員拡充を目指していくとの一定の方向が打ち出されている）

7 本会議や他部会・関連会議体に求めるもの

地域課題があげられているが、優先順位を付け、どの課題に取り組んでいくべきか一定の方向性を示す

8 その他

9 関連会議の開催概要

9－1 IS-net

12月19日 研修会

9－2 障害者権利擁護連絡会

11月26日 後見セミナー

12月10日 定例会

9－3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

12月16日 実務者会議

1月30日 代表者会議

令和6年度 生活支援部会 開催概要

0 開催概要	
第1回部会 5月14日(火)	第3回部会 9月10日(火)
第2回部会 7月9日(火)	第4回部会 11月12日(火)
1 課題・問題意識	
【共通】 ①支え手の人材不足 ②支援力の向上 ③地域のつながり強化 【各分野より】 精神障害、行動障害、重症心身障害、医療的ケア児者、高次脳機能障害など、各現場の支援から見えてくる課題の共有と、解決に向けた具体的な取り組みが必要 事業種別によってはさらなるネットワークが必要な事業種別もある為（居宅介護、短期入所、地活など）ネットワークの必要性を含めた協議等が必要 【部会として協議内容】 ①日中サービス支援型GHの不正に関する市内の現状と意見交換 ②移動支援についての意見交換 ③日中サービス支援型GHの自立支援協議会での評価に関する協議 ④地域生活支援拠点に関する意見交換 ⑤参考として、ソナエプロジェクトの進捗共有	
2 短期的目標	
支援者同士の顔が見える関係性の仕組みづくり 各分野においての支援力向上に向けた仕組みづくり	
3 中・長期的目標	
市川市における福祉人材確保に関する具体的取組みの検討と協議 市外からの福祉人材確保に対する具体的な取組みの検討と提言 地域の支援力の向上に関する継続した仕組みづくり	
4 上記1を裏づけるデータ	
各関連会議からの報告	

5 上記1に対する方策・取組
【共通】 ①支え手の人材不足→未着手 ②支援力の向上→各関連会議にて研修等を実施 ③地域のつながり強化→つながり交流研修の実施 ※就労支援部会と合同開催（9月20日） ④移動支援やGH評価など部会としての部会としての意見を伝える 【各分野より】 ※詳細は別紙 各現場の支援から見えてくる課題の共有と、解決に向けた具体的な取組みの仕組み化が必要 精神障害→市にも包括にて今後協議 行動障害→日中活動連絡会にて法人を超えた支援力アップにつなげる取組み（事例検討）の実施 重症心身障害・医療的ケア児者→重心サポート医ケア児連絡会にて、医ケアコーディネーターや拠点事業所含め、現状把握と意見集約、緊急時に関する研修会、普及啓発（マナフェス）を企画実施 高次脳機能障害→高次脳サポート会議にて事業所紹介、事例検討の実施。家族交流会の定期実施 居宅介護→居宅支援連絡会の再開に向けた調整を開始 GH→支援力向上のための研修などの実施。圏域にも包括との合同研修の実施 短期入所・地活→未着手だが、ネットワークの必要性や在り方の議論は必要と思われる 8050→ソナエプロジェクトの現状共有と活用
6 取組の成果
・各関連会議においての研修や事例検討により、支援力の向上につながっている ・つながり交流研修についても多くの参加があり事業所間の連携のしやすさや、地域での仲間づくりを通じた人材定着や人材育成につながっている ・移動支援やGH評価についての意見交換の実施
7 本会議や他部会に求めるもの
①自立支援協議会を活用し、人材確保や人材育成といった市内共通の課題について具体的に取組む仕組みの検討をはじめてはどうか？特に人材確保については具体的な取組がされていないと感じる。 ②つながり交流研修については今後は部会合同で企画実施していきたい ③まだないネットワークについての協議が必要と感じるが、生活支援部会ではキャパオーバーになると感じる。ネットワークの在り方、進め方についてご意見をいただきたい。
8 その他
9 関連会議の開催概要
詳細は別紙参照 ①重症心身障がい児者サポート会議：5月13日、7月1日、9月2日、★10月3日、11月11日 ②日中活動連絡会：6月17日、8月19日、10月21日、12月16日 ③グループホーム等連絡協議会： ④居宅支援連絡会： ⑤高次脳機能障害児者サポート会議：5月28日、7月23日、9月24日、11月26日

第 6 回 いちかわつながり交流研修

実施報告

主催：生活支援部会×就労支援部会（市川市自立支援協議会）
第 6 回

いちかわ つながり 交流研修

日時
2024 年 9 月 20 日(金)
15:30 ~ 17:30

対象
市川市内で障がい者の支援に
関わる職員さん（経験年数 問わず）

場所
勤労福祉センター本館 3 階大会議室（市川市南八幡2-20-1）

他の法人さんはどんなことをしているのだろう。
他の事業所にはどんな職員さんがいるのだろう。
自分の日々の業務のことやこれからのことなど、法人の枠を超えて、いろいろな人たちと話をしてみませんか？
地域でのつながりはひとりひとりの財産になるはず！

当日のスケジュール

- ①参加者名刺交換タイム
- ②参加者紹介 ※ご自身や、自身の事業所・法人の紹介
- ③グループワーク ※小グループに分かれます

持ち物 ご自身の名刺

お申込み



QRコードかFAXでお申込みください。

**申込〆切
9/13(金)**

問合せ：基幹相談支援センターえくる ☎047-702-5588



参加者状況

参加人数：55 名／39 事業所／30 法人＋市川市関係等

① 参加事業所数 事業種別(複数該当有)

B 型：14	就労移行：11	訪問看護：4
A 型：5	就労定着：2	計画相談：2
GH：6	生活介護：3	居宅介護：1
基幹相談支援センター：1	生活訓練：3	その他：7

② 参加法人

NEXTabsolute 合同会社	NPO リカバリーサポートセンターACTIPS
NPO 法人 NECST	いまるグループ合同会社
NPO 法人ほっとハート	アビリティーズジャスコ
ウェルビー株式会社	オリーブ・メディカルサポート
株式会社ココレポート	一般社団法人サスティナブル・エイド
千楽	千葉精神保健福祉ネット
大和田オフィス株式会社	市川レンコンの会
市川市福祉公社	心ほっとケアサービス株式会社
株式会社 LITALICO パートナース	株式会社 Nine
株式会社 MOONHEART	株式会社三和
株式会社こころの訪問看護ステーション	株式会社ひかり
株式会社よしみケア	株式会社アイ・コミュニケーションズ
株式会社マルク	株式会社一休堂
NPO 法人 village	株式会社 JBS ブレイン
NPO 法人キルト・ビー	NPO 法人いちされん
社会福祉法人サンワーク	社会福祉法人大久保学園

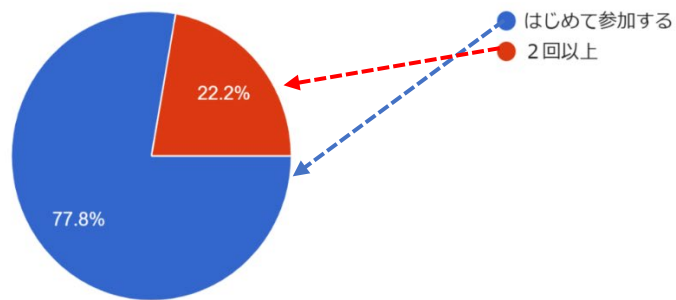
③ 参加事業所

19 工房きのこ栽培農園	CocorportCollege 市川駅前キャンパス
Cocorport 本八幡 Office	DAYJOB 西船橋
LITALICO ワークス西船橋	あいむほーむ
いまるホーム南行徳	かいと行徳
くらっち	こころの訪問看護ステーション
ほっとハートプラス	ミライズ行徳
むうんはあと市川	ウェルビー西船橋駅前センター
トレ・コルデ	ビルド
プラス	マルクカレッジ津田沼
ユースキャリアセンターフラッグ	ワンコといっしょ
神栄自然派おかし研究所	南八幡ワークス
南行徳センター	基幹相談支援センターえくる
就労移行 IT スクール行徳駅前店	市川市福祉公社
市川市障害者就労支援センターアクセス	心ほっと市川
梨香園	福祉支援の家ビーあるふぁ
第2 レンコンの家	西船橋駅前センター
訪問看護ステーション ACT-J	訪問看護ステーションすばる
里見工房	障がい福祉サポートネット Nine 市川大野
障害者就業・生活支援センターいちされん	

④

「いちかわつながり交流研修」に参加するのは初めてですか？

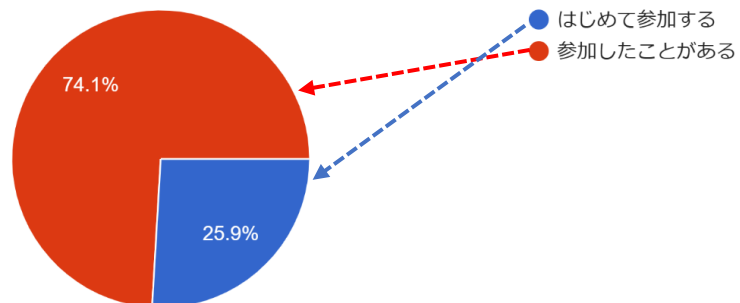
27 件の回答



⑤

「いちかわつながり交流研修」以外に、ご所属の...研修会・勉強会への参加頻度を教えてください。

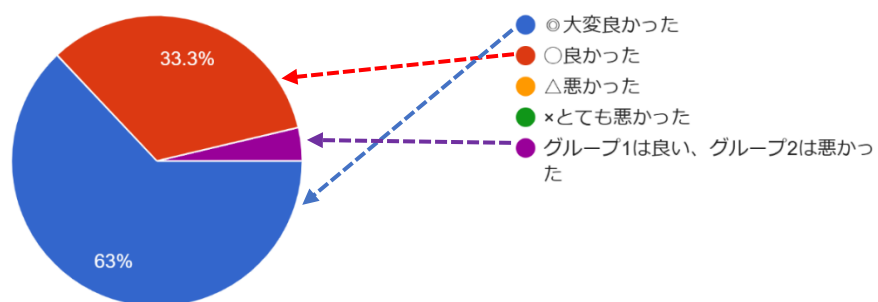
27 件の回答



⑥

本日の研修内容について

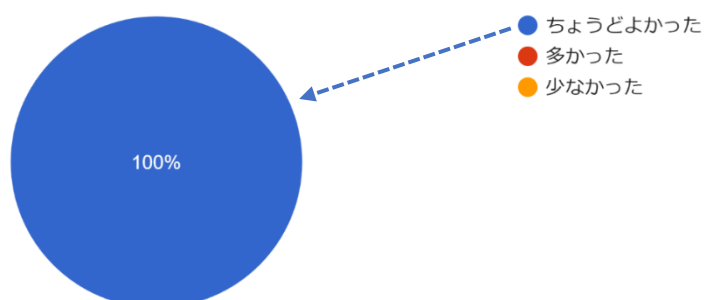
27 件の回答



⑦

グループワークの人数はいかがでしたか？

27 件の回答



⑧ 研修に参加しての感想をご記入ください

- ・グループ分けなど経験などを考慮していただけていたので聞きやすい環境でした
- ・様々な事業所の方のお話を聞くことにより学ぶことが出来ました。今後の支援に役立てたいと思います。
- ・今年入職したばかりで横のつながりがほとんどなかったため、このような機会をいただけてありがたかったです。
- ・普段関わりの少ない機関の方とお話しさせて頂いたことで、事業所ごとの支援方針や課題をすることができ、大変貴重な機会となりました。
- ・今回の研修を通して、自分にはない視点で支援されている方々の意見を聞く貴重な機会になった。また機会があれば是非参加したいです。
- ・違う福祉に携わる方と会話ができて有意義な研修となりました。
- ・他の事業所・やってる事業などが何があるのか知れて良かった
- ・今年入職したばかりで横のつながりがほとんどなかったため、このような機会をいただけてありがたかったです。

⑨ 今後改善して欲しい点

- ・年に2回くらい
- ・経験が浅い人だけではなく、ベテランの方と話したり、こういうグループには仲介をするスタッフがいても良いと思います。"ざっくばらんに話す"だけだとこのような内容の薄くなってしまうこともあると思いました。
- ・有難い誤算でありましたが、参加者に対して用意していた名刺の数が圧倒的に少なかったため規模感がわかると嬉しいと思いました。
- ・名刺の交換会は色々な交流ができる反面、話す時間が少なく、名前と顔を覚えきれない面がありました。
- ・頻度がどれくらいかわかりませんが、四半期や半年に一度でもいいのでやっていただけると嬉しいです。
- ・いち個人の意見ですが、開始時間が訓練終了時間直後の為、もう少し（15分くらいで良いので）遅い時間の開催だと動きやすいかなと思いました。
- ・名刺交換については、お時間まで用意していただきましたが、人数が多すぎてなかなか覚えていられません。

⑩ 今後参加してみたい研修内容があればご記入ください

- ・ネガティブケイパビリティ
- ・このような会の定期的開催
- ・事例検討
- ・なんでも、業界に関することであれば参加させていただけると嬉しいです。
- ・計画相談との関わりが欲しいです。また、計画相談の悩みなども聞きたいです。
- ・法改正に関する研修など
- ・障害をお持ちの方の高齢化についてお話を伺ってみたいです。
- ・同じ様に交流を持てる研修や、相談員としてレベルを高められる研修に参加したいです。

令和6年度 重症心身障がい児者・医療的ケア児等サポート会議 （自立支援協議会報告）

【目的】

市川市内の重症心身障がい児者と介護者が安心して地域生活を送るために必要な支援を充実させることを目的として、地域の課題や対応策について情報共有や意見交換を行う。

【取り組み】

① 市内在住の医療的ケア児者及び重症心身障がい児者の実態の把握

→学校卒業後の施設等サービス利用の確保、今年度の卒業生で市内通所施設希望の方は無し

② 地域課題に対する検討

a.短期入所→重心・医ケアのある方の緊急時の受入れ先がない問題について、地域生活支援拠点において制度を利用し体験を進めている。併せて、医療型短期入所事業所の開設について進捗の報告を確認している。

b.人材確保(看護師・支援員スキルアップ・3 号研修)→今年度より喀痰吸引等研修補助金が交付されるようになり、研修受講が進んでいる。

c.災害対策

d.移動(困難)支援→障がい者支援課より移動支援事業の見直しについて説明と意見交換の場を頂いている。会議から①通学時の利用を可能とすることは歓迎だが、移動時車両を使用することが大半であり、送迎に関する要件についても検討されたいこと②看護師を派遣した場合の加算をつけて欲しい等の意見がある。

③制度施策に関する検討

a.地域生活支援拠点・市川市支援員制度→上記短期入所の緊急時対応において拠点利用の際に他事業所の支援員等が応援に駆け付けた場合に交付される支援金について、体験利用時にも適用を求めたが、現状不可との回答を得た。

b.医療的ケア児等コーディネーター→役割や活動について報告、周知を図っている。

c.報酬改定に伴うサービス利用・加算等

④啓発活動

マナフェス2024→12月21日土曜千葉商科大学にて開催。市川市肢体不自由児者父母の会が主催となり、会議メンバーから実行委員を募り準備を進めてきた。～みんなでまなぶ・みんなでつなぐ～をテーマに、企業ブースでは暮らしに役立つこと、防災士を迎え災害に備えること、パラスポーツの体験など楽しく学べるフェスティバルを開催。

⑤研修会

10月17日木曜に「市川市における医療的ケア児の緊急時対応の事例検討会」として開催。当事者家族、病院、行政、サービス事業者等45名が参加。医療的ケア児とご家族を取り巻く支援者が、各自所属・役割を説明し、支援者間の相互理解の機会を持ち、さらに、緊急時対応の事例検討をグループワーク形式で行い、情報共有の大切さや、ケア体制を確保するための準備の重要性、緊急時の対応システムを構築すべく、17時以降の行政機関との連絡体制等、24時間対応のホットラインや夜間受入れの体制、関係者による空き時間共有アプリの活用等、緊急時に必要な備えについて活発な意見が出された。

<これまでの経緯>

- ・令和 5 年 3 月 生活支援部会主催の研修会

「行動障がいについて学ぼう！活かそう！そして繋がろう！」

⇒「支援者間でネットワークを構築し地域で支援力の向上を図る」ことの重要性

先駆的な取り組み、職員スキルからの学びを通して、市内事業所の現場に生かす
千葉県強度障害のある方の支援者に対する研修（16 人研修）修了者との繋がり

- ・令和 5 年度 「強度行動障害のある方への支援力アップに繋げる取り組み」

プレ企画（一路会：咲楽苑 いちばん星：ぽらりす の事例に取り組む）

<令和 6 年度 活動計画>

千葉県強度障害のある方の支援者に対する研修（16 人研修）修了者による市内事業所の事例検討

- ・16 人研修修了者 4 名 （咲楽苑）（かしわい苑）
（やまぶき園）（ぽらりす）
- ・事例提供 第 1 レンコンの家

<令和 6 年 経過報告>

開催日程	内容
16 人研修チーム (6/7)	16 人研修修了チームとの打ち合わせ
第 1 回 連絡会 (6/17)	・定例会 令和 6 年度計画について 16 人研修修了チームとの打ち合わせ報告
16 人研修チーム (7/4)	・応用行動分析等の基礎講座（第 1 レンコンの家にて開催 6 名）
16 人研修チーム (7/25)	・応用行動分析等の基礎講座（かしわい苑主催 数名）
第 2 回 連絡会 (8/19)	・定例会（16 人研修チームの報告）
16 人研修チーム (8/20)	・第 1 レンコンの家 見学（16 人：2 名）
16 人研修チーム (8/22)	・第 1 レンコンの家 見学（16 人：2 名）
16 人研修チーム (8/29)	・事例検討会（1 回目）（16 人：4 名 連絡会：4 名）
第 3 回 連絡会 (10/21)	・定例会（16 人研修チームの報告、その他の事例報告）
16 人研修チーム (10/29)	・アセスメントの取り直し（16 人：2 名）
16 人研修チーム (11/14)	・事例検討会（2 回目）アセスメント取り直し（動画研修） （16 人：4 名 連絡会：5 名 レンコン：1 名 生活支援部会：1 名）
第 4 回 連絡会 (12/16)	・定例会
16 人研修チーム (1/23)	・事例検討会（3 回目）取り組み報告
第 5 回 連絡会 (2/17)	・定例会 令和 6 年度総括&令和 7 年度計画

令和 6 年度 居宅支援連絡会 報 告

【令和 6 年度の動き】

R6.7 月 前任から新しい担当者へ引継ぎ、生活支援部会へ出席。

R6.10 月 移動支援に関して居宅訪問介護事業所へ電話で説明、話をまとめ
10/25 に報告。

R6.11 月 居宅支援連絡会の再構築の準備（メールリスト作成、今後の予定）

R6.12 月 2 月に第 1 回の居宅支援連絡会開催予定詳細をまとめる

R7.2 月初旬に居宅支援連絡会開催予定。（課題の抽出、居宅支援連絡会のグループ幹事役割分け）

【課題】

- ① 人材不足
- ② 疾患や障がい、こだわり等に関する支援側の理解や認識不足
- ③ 8050 問題
- ④ セルプランによる困難ケース時の対応。
- ⑤ 居宅介護→介護保険での制度の違いによる戸惑いの対応。

令和6年度 高次脳障がい児者サポート会議
活動報告

参加事業所：

地域活動支援センターステップ、デイサービステイクオフ、リボン就労移行、ビルド、
中核地域生活支援センターくらっち、高齢者サポートセンター八幡、
千葉リハ高次脳支援センター、
身体障がい者福祉センター、障がい者支援課、基幹相談支援センターえくる

開催日	概要
5月28日【会議】 18:30~20:00	家族交流会に関する意見交換 生活支援部会の報告 事例検討：えくる
7月23日【会議】 18:30~20:00	家族交流会に関する意見交換 生活支援部会の報告 事例検討、事業所紹介：ステップ
9月24日【家族交流会】 18:30~20:00	高次脳機能障がい児・者家族交流会・ミニ勉強会 7家族 9名参加 他に問合わせ2家族
11月26日【会議】 18:30~20:00	家族交流会に関する意見交換 生活支援部会の報告 事例検討、事業所紹介：リボン就労移行
(予)1月26日【家族交流会】 18:30~20:00	高次脳機能障がい児・者家族交流会・ミニ勉強会

■高次脳機能障害児者家族交流会について

昨年度から年2回定期開催。

東葛菜の花（家族会）が休止になり家族が話せる場が減っている現状がある。

今回は最多の参加人数になり、事業所からの呼びかけで参加された家族がほとんどでした。

父、母、きょうだい、妻など参加者も多岐にわたり、本人との関わりで困っていることや悩み、他の参加者に聞いてみたいことをテーマに話し合った。本人の怒りっぽさや対人関係でのトラブルに対する悩み、社会復帰に向けた悩み等が話題にあがった。

継続的な開催を望む声も多く聞かれた。

家族同士でもっと話したいとの意見も多く、次回は家族交流の時間をより多めにとるよう進めていく

■事例検討について

困った事例だけでなく、うまく支援が進んでいる事例についての共有も行い支援力の向上を進めている。事業所紹介もすることで、事業所の理解も進み事業所間連携の強化にもつながっている

主催：市川市
企画：市川市高次脳機能障がい児・者サポート会議

市川市 高次脳機能障がい児・者 家族交流会

市川市内にお住まいの高次脳機能障がいがある方のご家族向け交流会です。

令和7年1月28日(火)
18時30分～20時

場所 市川市急病診療・ふれあいセンター 2階集会室

ご家族の日常的なお悩み等をお気軽にお話ししていただく交流会です。
メール・電話・FAX・QRコードにてお申込み下さい。

メールの場合は件名に【市川市高次脳機能障がい児・者家族交流会】と明記してください。
①参加者氏名（全員） ②電話番号
③住所 ④メールアドレス ⑤ご本人との関係(夫妻、親子等) を記入して下さい。
当日、欠席になる場合は、ご連絡をお願いいたします。
ご不明な点はお気軽にお問合せください。

申込締切
1月21日(火)

申込QRコード



申込み：問合せ先 基幹相談支援センターえくる
TEL：047-702-5588 メール：ecru@kcd.biglobe.ne.jp

<地域生活支援拠点等の登録申込み状況>

コーディネーターへの登録申込者数（令和6年11月末時点）（単位；人）
 （「登録申込者数」≠「登録数」。市に到達した登録申込みを集計しています。）

	計		
	男	女	
0～9歳	8	7	15
10～19歳	27	18	45
20～29歳	25	21	46
30～39歳	26	10	36
40～49歳	26	17	43
50～59歳	22	14	36
60～64歳	7	1	8
65歳以上	1		1
計	142	88	230

	計						
	身体障がい	知的障がい	重症心身障がい	精神障がい	発達障がい	難病等認定	
0～9歳	3	10	2	1	4	1	21
10～19歳	6	28	6	2	7	3	52
20～29歳	4	24	12	6	3		49
30～39歳	5	19	7	11	2		44
40～49歳	10	21	1	18		1	51
50～59歳	4	16	1	17		2	40
60～64歳	2	3		3			8
65歳以上				1			1
計	34	121	29	59	16	7	266

（↑※ 複数障がいを持っている方もいるため、重複あり）

		R2年度					R 3 年度										R 4 年度													
		11月	12月	R3.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R4.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計	0～9歳		2	3	1		1							1				1										1		
	10～19歳		5		1	4	1	2	2			3	1		3			1	2	1			3	1				1	1	1
	20～29歳	1	2	5	1	3	1		1	1		1			3				2		1	1		3		2		3		
	30～39歳		5	1	1	2		1	4				2	1	6	2			1			1		1				3	1	
	40～49歳	1	4	2	1	1		1	1	1	1	1		1	7	1			2	2		2	2	1	1					1
	50～59歳		5	1	2	4	1			1		1			2	1	1	1	2	1	1			2	1	1	2		2	
	60～64歳		1		1			1																1		1				
	65歳以上																													
計		2	24	12	8	14	4	5	8	3	1	6	3	3	21	4	1	3	9	4	2	3	6	8	3	4	2	8	4	2
小計		R2年度 60人					R 3 年度 62人										R 4 年度 55 人													

		R5年度												R 6年度												計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
計	0～9歳				1	1		1					1			1										15
	10～19歳		1	2	3	1		1		1		1	1						1							45
	20～29歳		1		2		2		2	1	1	1	1		1		1		1		1					46
	30～39歳		1		1						1										1					36
	40～49歳	2	1					2			1				1					1	1					43
	50～59歳	1	1		1								1													36
	60～64歳	1													1		1									8
	65歳以上																			1						1
計		4	5	2	8	2	2	4	2	2	3	2	4	1	2	1	2	0	2	2	3	0	0	0	0	230
小計		R5年度 40 人											R 6年度 13 人													

令和6年 延べ従事者数(対応件数) 合計 (令和6年度10月末現在)

障がい者支援課

																																		年計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		4月				5月				6月				7月				8月				9月				10月				11月				12月				1月				2月				3月				合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		身	知	精		身	知	精		身	知	精		身	知	精		身	知	精		身	知	精		身	知	精		身	知	精		身	知	精		身	知	精																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
合計	20	3	15	2	46	12	28	6	28	4	20	4	21	7	9	5	18	7	6	5	14	4	5	5	19	5	9	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

0 開催概要	
7月24日	令和6年度 第1回就労支援部会
1 課題・問題意識	
①	今年度から開始された特定短時間労働の現状と今後の動向について ・令和6年4月から週労働時間数10時間以上20時間未満の方も雇用率に反映されることとなった（重度障がい者、精神障がい者）。7月時点では都内の求人で僅かにある程度。リワークを含め、支援機関が適切な支援を行う意識を保つことが重要。
②	利用者及び利用者ご家族の高齢化 ・就労継続支援B型事業所では介護的な支援を含まざるをえない状況がある。また、高齢から作業が難しくなる場面もあり、どこまで支援を行うべきか迷うことがある。
③	セルフプラン率の高さについて（昨年度からの継続課題として） ・児童では計画相談を利用する家庭が増えてきているようみうけられるが、児から者への切り替え時に同一事業所で行えず切れてしまう場面もある。
④	就労定着のコンサルティングについて ・就労後の支援を請け負うコンサルティング会社があり、本人や会社からの希望でなくコンサルティング会社の契約に応じ面談等を求められることがある。
2 上記1に対する方策・取組	
①	各会議体における情報収集と共有。
②	高齢系サービスとの情報交換。 就労継続支援B型事業所としてどこまで行うべきなのかを考える機会を設ける。
③	継続的に話をしていく。
④	就労後のフォローの在り方に関する情報交換と発信。
3 本会議や他部会・関連会議体に求めるもの	
○	他の部会との連携による研修会、情報交換会の開催。 ・生活支援が重要視されてきている中、就労部会だけの情報では不足しがちであり、他の部会との連携が必要とされる。
4 その他	
いちかわつながり交流会の開催予定（9月20日）	
5 関連会議の開催概要	
9-1 就労支援担当会議（6/10）	
9-2 福祉的就労担当会議（5/22）	
9-3 福祉的就労担当会議（7/17）	

0 開催概要	
11月27日	令和6年度 第2回就労支援部会
1 課題・問題意識	
① 就労継続支援 A 型事業所の全国的な閉鎖と市川市における現状について	・令和6年3月から7月において全国で329事業所が閉鎖、4,000人以上の離職となった。9月時点で県内事業所に大きな影響はないが、情報収集は継続的に必要。
② 福祉的就労担当者会議について	・主に就労継続支援 B 型事業所が集まる福祉的就労担当者会議への参加事業所が減少。会議体の強化のためにも参加事業所を増やしていきたい。
③ 複合的問題を抱える方の就労支援について	・高齢化や貧困といった生活支援を必要とする方、またはご家族が増加傾向に。生活支援機関へ上手く繋がらないケースもあり、事業所の業務が圧迫され始めている。
④ 就労選択支援事業について	・2025年10月から就労選択支援が一部事業につき原則利用となる。厚生労働省からの通知を待ちながら、市川市としてどのように対応していくのかを考えていく必要がある。
⑤ 余暇活動に関する情報について	・就労者の余暇に関し、共通した情報提供方法が確立されていない。児から者へ切り替わると同時に空白の時間ができる方もおり、情報提供方法の確立が必要ではないか。
2 上記1に対する方策・取組	
① 近隣市区の A 型事業所を含めた意見交換会の開催（2025.1月予定）。	
② 不参加が続いている事業所へのヒアリング等（内容・時間など理由の明確化）	その他集まる機会を増やしていく。
③ 継続的に話をしていく。	
④ 継続して情報の共有・提供を行う。	
⑤ 地域づくりの一環として障がい者就業・生活支援センターも含め検討していく。	
3 本会議や他部会・関連会議体に求めるもの	
○ 他の部会との連携による研修会、情報交換会の開催。	・生活支援が重要視されてきている中、就労部会だけの情報では不足しがちであり、他の部会との連携が必要とされる。
4 その他	
あいあい祭り開催（地域共生課共催 10月12日）	
5 関連会議の開催概要	
9-1 就労支援担当者会議（10/16）	
9-2 福祉的就労担当者会議（9/4）	
9-3 福祉的就労担当者会議（11/13）	

こども部会 開催概要

0 開催概要

第1回こども部会 7月26日(金) 14:00～16:00

第1回幹事会 5月17日(金) 14:00～16:30・第2回幹事会 11月15日(金) 14:00～16:30

1 課題・問題意識

- ・児童発達支援や放課後等デイサービスの利用ニーズが増大しているが、依然としてセルフプランでの受給者証取得が高い割合を占めている。更に事業所数も増え、支援内容も多岐に渡ることから、事業所探しが難しく、複数の事業所を併用するケースも多い。そのような状況にも関わらず、支援全体についてコーディネートをする障害児相談支援は不足しており、適切な支援のための情報共有や連携が図りにくい状況である。
- ・インクルージョン推進の流れの中で、一般施策で支援が必要な子どもの受け入れが進んでいる。また、保育ニーズの高まり、乳幼児期の子どもの就園数の増加等により、早期介入が必要になるケースも多い。そのため、一般施策に対する支援内容等の助言・援助の必要性が高まっている。

2 短期的目標

「身近な相談窓口の体制作りと周知」

- ・こども家庭センターの設置と機能の周知
- ・児童発達支援センターの中核的機能を活用する取り組み

3 中・長期的目標

- ・地域における障がい児支援の課題の検討
- ・障害児の支援体制の整備と活用（地域の障害児支援の質の底上げ）
- ・子どもに関わる全ての機関、関係者の連携協働体制の構築「切れ目のない支援体制」

4 上記1を裏付けるデータ

- ・市川市の障害児支援の事業所数は、100か所を超え、今後も新規開設が予定されている。
- ・障害児相談支援の利用率は、2割に留まっている。
- ・令和6年4月に施行された改正児童福祉法において、児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として位置づけられた。地域の関係機関との連携を進め、地域の支援体制の構築を図っていくことが強く求められている。

5 上記1に対する方策・取組

- ・こども家庭支援センターが設置され、全ての妊産婦、子育て世帯、一体的に相談支援を行っていくこととなった。この相談機関では、妊産婦や子どもに関する相談を受けてサポートプランを作成し、様々な支援につなぐためのマネジメントを行っていく。
- ・こども部会において、児童発達支援センターの中核的機能を活用してもらうために、センターの役割と機能について、周知を図った。「児童発達支援センターのこれから～地域を支える体制強化～」。これまでの通園と相談に加えて、事業所や一般施策の支援者のスーパーバイズ・コンサルテーション機能、セルフプランの相談等に積極的に取り組み、地域支援の機能を果たしていく。

6 取組の成果

- ・地域の障害児支援を支える機関として児童発達支援センターがあるということを地域の関係者に周知した。その結果、支援者からの相談や訪問依頼が徐々にではあるが増えてきている。
- ・障害児相談支援の不足については、児童発達支援センターでも情報提供やセルフプランの相談を行ったり、連絡会での事業所間連携の推進、事業所合同説明会等を通してサポートを行っている。

7 今後の取り組み

- ・地域の障害児支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図っていく。まずは、こども部会で、児童発達支援センターの中核機能の実践報告、地域の障害児支援体制の状況や、地域の通所支援事業所の概要・活動を紹介する等を通して、地域の関係者・関係機関の相互理解を深める。
- ・地域のニーズや資源の状況等を踏まえた地域における支援体制整備を進めていくために、一般施策の支援の状況や地域のニーズ、社会資源の把握・分析を行う。

9 関連会議の開催概要

9-1 医療的ケア児等連絡会

○第1回医療的ケア児等連絡会 6月13日に開催。

- ・医療的ケア児等連絡会と重症心身障害児者サポート会議を統合し、2つの会議体の連携を強化して、児から者への切れ目のない支援を行っていくことを検討している。今後は、「市川市の医療的ケア児等の実態を把握し、地域で切れ目のない支援を受けられるような体制作りに向けて情報共有、意見交換を行っていく」ことを目的に活動していく。
- ・今年度中に、「医療的ケアを必要とする支援ニーズに関する調査」を実施し、実態把握を行う予定。また、医療的ケア児及びコーディネーターの周知啓蒙活動の取り組みとして、研修会やイベントへの参加、小児慢性特定疾患手続きの際のサポート等を行っていく。

9-2 障がい児支援連絡会

○第1回障害児支援連絡会 6月28日に開催。

「報酬改定について」

児童発達支援センターの機能強化、質の高い支援の提供の推進、医療的ケア児等、強度行動障害児、不登校児等の支援ニーズの高いお子さんへの支援の提供、家族支援の充実など。

「事業所間連携について」

新設された事業所間連携についての情報共有や連携の在り方や進め方等について、意見交換を行った。事業所間連携を通して、支援体制の底上げにも取り組んでいく。

○令和6年度事業所合同説明会の開催。

南部エリア：10月24日（木曜） 10時00分～12時00分

北部エリア：10月25日（金曜） 10時00分～12時00分

それぞれ20か所前後の事業所が参加、100名以上の来場者があり、盛況だった。

市川市障害者団体連絡会 活動報告

●令和6年4月19日（金） 役員会 ふれあいセンター3F 支援ルーム

●令和6年5月15日（水）

令和6年度 第九回定期総会 ・第1回 本会議 市川市全日警ホール1 階 ホール

講習会 ・千葉県健康福祉部健康福祉指導課法人指導班 DWAT 住友 様

・市川市危機管理室地域防災課 水野 様

●令和6年7月12日（金）役員会 ふれあいセンター3F 支援ルーム

●令和6年8月16日（金）役員会 ふれあいセンター3F 支援ルーム

●令和6年9月18日（水）第2回 本会議 ふれあいセンター2F 集会室

勉強会・改正差別解消法について

千葉県市川健康福祉センター 今村 様

●令和6年10月18日（金）役員会 ふれあいセンター3F 支援ルーム

●令和6年11月20日（水）第3回 本会議 ふれあいセンター2F 集会室

勉強会「各団体を知ろう！！ 第1弾」

『口から食べよう』～市川市肢体不自由児・父母の会 西口 様～

今後の予定 ・令和7年1月17日（金）役員会

・令和7年2月19日（水）第3回 本会議

1 開催日時

令和 6 年 7 月 18 日(木)10:00～12:00

2 場所

市川市勤労福祉センター（本館）3 階 第 2 会議室

3 参加者（敬称略）

委員：朝比奈、石井、田邊、岩崎、鎌田、小泉、徳江、山崎、小松、高木

（欠席：なし）

グループホーム等支援ワーカー：釜石（社会福祉法人敬心福祉会）

基幹相談支援センターえくる：芦田、渡辺、菅原

市川市障がい者支援課：増田、夏見、小澤、田口

市川市発達支援課：大塚

4 内容（敬称略）

(1) 令和 6 年度からのえくるの業務について現状確認と意見交換

- ① 令和 6 年度から改正となった、基幹相談支援センターについての法令の規定（障害者総合支援法第 77 条の 2）を改めて確認した。
- ② 基幹相談支援センターえくるの業務委託仕様書の内容を確認した。
- ③ 令和 6 年度から改正となった、機能強化型（継続）サービス利用支援費、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費の算定要件を確認した。
- ④ 令和 6 年 3 月に実施した「指定計画相談支援・指定障害児相談支援の状況調査」の集計結果を確認した。
- ⑤ 令和 5 年度えくる事業報告を確認した。
- ⑥ 令和 6 年度に実施を検討している、えくるによる相談支援事業所への支援について、えくるから説明を受けた。

高木

○えくる事業報告は、各データをクロス集計してみると、相談の傾向が分かってくると思う。

山崎

○えくる事業報告の中の、相談事例 3 例目の「虐待対応」については、本人に判断能力があったということではあるが、成年後見の利用が必要だったのでは、と思う。

石井

○えくる事業報告で、計画相談支援が行われることになったことによりえくるの支援が終了になった数が出ているが、計画相談支援が行われさえすれば支援が終了となる見込みの数も出せば、参考になるのではないか。

朝比奈

○課題が多く、相談支援専門員が全て引き受けるのも難しいことがある。えくるの伴走としてどのようなものがほしいのかも、併せて出せるとよい。

○えくるで対応する方は、精神障がいの方が多いということだが、知的障がいの背景があり、精神症状が出て、療育手帳でなく精神障害者保健福祉手帳を持っている方も多いと思う。障がいで切るときに精神の見方を丁寧にしないと、伝わらない可能性がある。

芦田

○児童の場合、入口の時点で相談支援専門員がついていたら、と思うケースが多い。「指定計画相談支援・指定障害児相談支援の状況調査」を色々な角度で活用したい。

○えくるによる相談支援事業所への支援については、できることから始めていきたい。相談支援事業所への訪問は、動き始めている。ケース相談会も考えており、これは肝になると考えている。

小松

○働く人のメンタルヘルスケアは、一人職場の場合も含め、必要性を強く感じている。保健所の精神保健福祉相談等も活用していただきたい。

○市川浦安地域では、両親から子供についての相談が一定数あると感じている。

○関係機関同士の連携が深まると、8050 問題にも対応しやすい。

朝比奈

○地域包括支援センターの場合、3 職種配置していて、医療の視点があるが、基幹相談支援センターには医療職がいない。医療の視点が入りながら支援する必要性が高いご家庭もある。

鎌田

○ケース相談会については、アクセスも一緒にやっていきたい。

高木

○相談支援専門員を増やしたい思いは皆同じだが、お金と人が必要。機能強化型サービス利用支援費の報酬がその一つ。人については、社会福祉士の国家試験のあり方が変わったので、人数が増えて来るのではと思う。

小泉

○コスモの会員は、昔は子供への支援の獲得に積極的でない場合もあったが、今は取れる支援を受けて特別支援学級から就職へというのが増えてきている。その過程で、相談できる相手がいてくれることが大事。

基幹相談支援センターえくるの相談支援事業所支援について (案)

作成：えくる

～R5

- ①GSV ②相談支援事業所からの相談対応 ③相談支援部会等での研修の企画・実施

R6～ ①～③に加え、

- ④ 相談支援事業所訪問 所内会議への参加（ケースへの助言、情報提供）
●情報提供や助言等による相談支援事業所のスキルアップ、孤立や燃え尽き予防
- ⑤ is-net と協働した新規事業所開設の働きかけ
●セルフプラン率の軽減に向けた事業所を増やすための取り組み
- ⑥ 定例ケース相談 （水）13:00～
●相談支援事業所からのケース相談枠の確保 えくるの複数職員で対応
- ⑦ ミニ勉強会（1 時間程度） 年数回 多機関の講師を呼んでの勉強会
●相談支援専門員含め相談機関との勉強会の実施
- ⑧ 地域の知恵を集めるケース相談会 ～いちの助～
●多種多様な視点での事例検討、タイムリーな事例検討の場の提供
地域課題を多くの機関に知ってもらう機会の提供

【流れ】

- 1 【受け皿事業所の登録】
地域の様々な事業所や関係機関（障害、事業種別問わず、医療や多分野も含め）にケース相談会の受け皿事業所登録をしてもらう。
 - 2 【えくるにてケース相談受付】
関係機関から「いちの助」にケース相談が持ち込まれた時点で、どの受け皿事業所がいかえくるで選定し日程を調整する
 - 3 【受け皿事業所の調整】
該当するホスト登録事業所にメール等で連絡し、都合のつく事業所に出席を依頼する。受け皿事業所数は5～6か所くらい
 - 4 【ケース相談の開催】 受付から2週間以内に実施 1 時間程度
- ⑨ えくる内の医療職種と活用したケース支援（対応の助言や同行訪問）
●医療的な視点を取り入れた相談機関等への後方支援の実施
- ⑩ 地域生活支援拠点コーディネーターの定例会議への定例参加

共同生活援助について

1 共同生活援助とは

○障害者総合支援法5条17項

この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行うことをいう。

(※ 下線部は、令和6年4月から追加された規定。)

2 指定共同生活援助の3つの類型（定義）

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

指定共同生活援助 (いわゆる介護サービス包括型)	日中サービス支援型指定共同生活援助 (H30年4月～)	外部サービス利用型指定共同生活援助 (H26年4月～)
上記のまま。	指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、 <u>常時介護を要する者</u> に対して、 <u>常時の支援体制</u> を確保した上で行われる <u>相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助</u> 。(213条の2)	指定共同生活援助であって、 <u>当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助</u> 。(213条の12)

(※ 下線部は、令和6年4月から追加された規定。)

(※ 下線部は、令和6年4月から追加された規定。)

(※ 市川市作成。令和6年4月時点で作成しています。)

3 指定共同生活援助の3つの類型（人員、入居定員等）

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第88号）

		指定共同生活援助（いわゆる介護サービス包括型）	日中サービス支援型指定共同生活援助	外部サービス利用型指定共同生活援助
管理者		適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。事業所ごとに常勤 1名 必要。 （事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。）		
	サービス管理責任者	個別支援計画の作成・見直しや、他の従業者に対する技術指導・助言等を行う。 事業所ごとに、利用者が 0～30人なら1人 、利用者が 31～60人なら2人 必要。		
	世話人	事業所ごとに常勤換算方法で「利用者数÷6」以上必要。（「5：1」、「4：1」なら報酬に反映）	事業所ごとに常勤換算方法で「利用者数÷5」以上必要。（「4：1」、「3：1」なら報酬に反映）	事業所ごとに常勤換算方法で「利用者数÷6」以上必要。（「5：1」、「4：1」なら報酬に反映）
	生活支援員	事業所ごとに常勤換算方法で、「 区分3の利用者数÷9 」+「 区分4の利用者数÷6 」+「 区分5の利用者数÷4 」+「 区分6の利用者数÷2.5 」以上必要。		配置不要。 外部の居宅介護事業所 により介護サービスを提供。
	世話人・生活支援員の要件等	○障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。 ○事業所ごとに、 夜間時間帯以外のサービスの提供に必要な員数を確保 するものとする（夜間時間帯は利用者の生活サイクルに応じて設定する）。		
	夜間支援従事者	－	共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1人以上 必要。	－
従業者		－	○ 1人以上は常勤 でなければならない。 ○ 常時1人以上 の従業者を介護or家事等に従事させなければならない。	－
定員（指定共同生活援助事業所として）		共同生活住居とサテライト型住居の入居定員の合計は 4人以上 。		
定員（1つの共同生活住居あたり）		2～10人。 （既存建物を活用する場合等は2～20人。）	2～10人。 （既存建物を活用する場合等には2～20人。知事が特に必要があると認めるときは2～30人。）	2～10人。 （既存建物を活用する場合等は2～20人。）
定員（1ユニットあたり）		2～10人。		
定員（1居室あたり）		1人。利用者のサービス提供上必要と認められる場合は2人も可。（サテライト型住居の場合は1人。）		
その他(1)		－	併設型or単独型の短期入所を必ず設置。	－
その他(2)		－	協議会に定期的に事業の実施状況等を報告し、評価を受け、協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	－

4 「地域との連携等」に関する規定（日中サービス支援型指定共同生活援助）

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第88号）

（地域との連携等）

第201条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、**法第89条の3第1項に規定する協議会**その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して**定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。**

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

※ 第2項から第4項の規定は、令和7年3月31日までの間は、努力義務。（附則第2条より）

（※ 下線部は、令和6年4月から追加された規定。）

5 厚生労働省通知（日中サービス支援型指定共同生活援助）

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を**地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る**観点から、法第89条の3第1項に規定する協議会又は都道府県若しくは市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議（以下「協議会等」という。）に対し、**定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況及び地域連携推進会議における報告、要望、助言等又はサービスの第三者評価等の結果等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。**

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）より

（※ 下線部は、令和6年4月から改正された部分。）

(※ 市川市作成。令和6年4月時点で作成しています。)

6 千葉県要綱

○日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告・協議会等からの評価等に関する実施要綱（千葉県要綱）

（市町村協議会等への定期報告）

第2条 設置者は**年に1回以上**、当該事業所が所在する市町村の自立支援協議会等（法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下、「市町村協議会等」という。））に対し、当該事業の実施状況等を報告し、市町村協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴かなければならないものとする。

2 設置者は、市町村協議会等が別に定める期日までに、「日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書（事業所用）」（別記第1号様式）及び「評価・報告シート」（別記第2号様式）に必要事項を記入し、当該市町村協議会等へ提出しなければならない。なお、新規指定後の提出は1年以内とし、以後の提出は**1年毎**とする。

3 設置者は、必要に応じて市町村協議会等へ当該事業の実施状況等について説明を行うものとする。

4 設置者は市町村協議会等における評価及び助言、要望等を尊重し、当該事業における質の向上するように努めるものとする。

7 市川市内にある日中サービス支援型指定共同生活援助事業所

	事業者名	指定年月日	所在地	入居定員	併設する短期入所事業所の利用定員
ビーハック日中支援型障がい者グループホーム市川奉免町	株式会社アニスピホールディングス	令和4年12月1日	市川市奉免町335-3	19人	1人
リボングループホーム市川日中支援	総合リハビリ研究所	令和5年5月1日	市川市宮久保6-4-4	9人	1人
Beans本八幡	株式会社ウエルソsocial works	令和5年5月1日	市川市八幡3-8-10 ローズガーデン矢澤	20人	3人
ワンコといっしょ市川大野	株式会社よしみケア	令和6年1月1日	市川市大野町3-1981-3	6人	1人

日中サービス支援型共同生活援助における「地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価」について 千葉県において決められている手続の流れ（県の条例、要綱、通知の整理）

1 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、新規指定後1年以内に、市町村協議会に、第1号様式、第2号様式を提出する。

新規指定日： 年 月 日

1年以内

年 月 日 まで

に、市町村協議会に、

○「日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書（事業者用）」（第1号様式）

○「報告・評価シート」（第2号様式）

を提出。

（※ 具体的にいつまでにするかは市町村協議会が定める。）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第88号）201条の10第1項

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

○日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告・協議会等からの評価等に関する実施要綱（千葉県要綱）2条2項

設置者は、市町村協議会等が別に定める期日までに、「日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書（事業所用）」（別記第1号様式）及び「評価・報告シート」（別記第2号様式）に必要事項を記入し、当該市町村協議会等へ提出しなければならない。なお、新規指定後の提出は1年以内とし、以後の提出は1年毎とする。

※「設置者」＝日中サービス支援型グループホームの設置者。→つまり、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者。

日中サービス支援型共同生活援助における「地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価」について 千葉県において決められている手続の流れ（県の条例、要綱、通知の整理）

2 市町村協議会は、速やかに、第2号様式に評価・要望・助言等を記入する。

○県要綱3条1項

市町村協議会等は設置者から上記第2条第2項に基づき関係書類が提出された際は、速やかに内容を審査の上、当該設置者の評価を行うものとする。

※ なお、事業者は、必要に応じて、市町村協議会へ説明を行う。

○県要綱2条3項

設置者は、必要に応じて市町村協議会等へ当該事業の実施状況等について説明を行うものとする。

日中サービス支援型共同生活援助における「地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価」について 千葉県において決められている手続の流れ（県の条例、要綱、通知の整理）

3 市町村協議会は、第2号様式の原本を事業者に返却する。

※ 第2号様式の写しは、市町村協議会から県協議会に提出する際に使用。

※ 返却を受けた事業者は、①評価等を尊重して質の向上に努め、②記録を保存し、③事業の運営状況とともに積極的に公表する。

○県条例201条の10第2項

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

○県要綱2条4項、6条

① 設置者は市町村協議会等における評価及び助言、要望等を尊重し、当該事業における質の向上するように努めるものとする。

② 市町村協議会等における評価を受けた設置者は、その報告内容及びそれに対する評価、助言及び要望等についての記録を整備し、5年間保存しなければならない。

③ 設置者は、個人情報の保護に留意しつつ、前項で規定する記録及び事業の運営状況を積極的に公表するものとする。

日中サービス支援型共同生活援助における「地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価」について 千葉県において決められている手続の流れ（県の条例、要綱、通知の整理）

4 市町村協議会は、毎年12月末日までに、第2号様式の写しを添えて、第3号様式を県協議会に提出する。

○県要綱4条

市町村協議会等は年に1回以上、**千葉県総合支援協議会（以下、県協議会）**が別に定める期日までに当該市町村協議会等において実施した評価等の結果を取りまとめの上、「**日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書（市町村用）**」（別記第3号様式）を提出するものとする。

○千葉県通知（令和2年3月31日付障事第1840号）

市町村協議会等は評価結果等を取りまとめの上、県協議会へ**毎年12月末日までに**提出するものとする。

○第3号様式注釈

※ 事業者に対する評価後の「報告・評価シート」の写しを添付してください。

※ 第3号様式の作成者は、**市町村協議会長**となる。（県担当課に確認済み）

日中サービス支援型共同生活援助における「地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価」について 千葉県において決められている手続の流れ（県の条例、要綱、通知の整理）

5 県協議会は、必要に応じ、市町村協議会に助言等を行うことができる。

○県要綱4条2項

県協議会は、前項による報告を受け、必要に応じて市町村協議会等に助言等を行うことができるものとする。

※ 市町村協議会は、この助言等を尊重し、次回以降の評価等の質の向上に努める。

○県要綱4条3項

市町村協議会等は、県協議会における助言等を尊重し、次回以降の設置者に対する助言、評価等の質が向上するように努めるものとする。

日中サービス支援型共同生活援助における「地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価」について 千葉県において決められている手続の流れ（県の条例、要綱、通知の整理）

6 事業者は、翌年以降も、同月頃に同様に第1号様式、第2号様式を市町村協議会に提出することになる。

○県要綱2条2項後段

なお、新規指定後の提出は1年以内とし、以後の提出は1年毎とする。

※ その後の流れは、上記2～5と同じ。

7 そのほか、市町村協議会は、必要に応じて、事業者に追加の説明又は報告等を求めることができる。

○県要綱3条2項

市町村協議会等は、必要に応じて設置者に対し、追加の説明又は報告等を求めることができるものとする。

【総評】 ビーハック日中支援型障がい者グループホーム市川奉免町

今回が 2 度目の評価となります。障害の重い方の支援は日々ご苦労があり、現場で働くスタッフの皆様には心から感謝申し上げます。

貴ホームは、管理者の考え方が浸透し、とても良い雰囲気になっていると感じます。昨年課題となった入浴や外国籍のスタッフについても、かなり改善されていると思います。また近隣住民と関係も良好と伺い、管理者の働きの大きさを感じます。

大きな課題としては、朝夕の忙しい時間帯の人員配置をあげさせていただきます。特に朝の入居者の通所準備は、食事、トイレ、身支度、連絡帳記入など、とても忙しく、各通所先からのヒアリングでも人員の加配を望む声があります。人員配置の不足は、虐待や職員離職につながると言われています。人員確保が厳しい状態ですが、引き続き忙しい時間帯の人員の追加配置の検討をお願いします。

また、入居者の中には、末期癌や難病の方もいるとのこと。この方たちの今後については、GH だけで抱えてしまうと、現場職員のメンタルに大きな影響を与える可能性がありますので、関係機関にご相談ください。

運営法人が代わると聞いております。GH は管理者とサービス管理責任者で、そのカラーは大きく変わる言われています。丁寧な引継ぎをお願いいたします。

日中サービス支援型共同援助は、障がい者の重度化・高齢化に対応するため創設された類型で、主な対象者は障害の重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用できない障がい者を想定しており、24 時間の支援体制を整えるとされています。

創設の趣旨の通り、日中サービス支援型共同生活でしか受入れることができない重度の障がいのある方の積極的な受入れと職員体制の構築をお願いします。

今後とも障害のある人たちの支援にご協力・ご尽力いただきますようお願いいたします。

【総評】 Beans 本八幡

ホームでの支援を中心に、関係機関と連携し、個々人の支援を行っていると感じました。日中サービス支援型のホームですが、地域に開かれた運営をされているとのこととはとても評価できる場所だと思います。

今回はヒヤリングさせていただいた職員以外の職員も、引き続き、同じような支援感をもって支援にあたってほしいと思います。地域のネットワークを作っていくためにも、市内の研修や企画等にもぜひ様々な職員を出席させていただければと思います。

通院同行においても、ただ同行するだけではなく、医師とのコミュニケーションのサポートや、生活の様子を伝えることで、医療面のサポートをしていることもお聞きしました。今後も継続していただければと思います。

また、緊急ケースについても受入れ対応してくれていることは、大変心強いところです。地域生活支援拠点の登録はしていないとのことでしたので、登録をご検討ください。

短期入所利用時の日中の過ごし方についても、計画相談等と連携し、検討していただくとよりよい短期入所になるのではないかと思います。

現在のようなホームの支援を継続していただき、ホームの支援から見えてくる地域課題の発信も今後行ってほしいと思うと同時に、今後も地域に開かれたホームの運営を継続してほしいと思いました。

日中サービス支援型共同援助は、障がい者の重度化・高齢化に対応するため創設された類型で、主な対象者は障害の重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用できない障がい者を想定しており、24時間の支援体制を整えるとされています。

創設の趣旨の通り、日中サービス支援型共同生活でしか受入れることができない重度の障がいのある方の積極的な受入れと職員体制の構築をお願いします。

【総評】 リボングループホーム市川日中支援

障害の重い方の支援は日々ご苦勞があり、現場で働くスタッフの皆様には心から感謝申し上げます。
貴事業所は、既に市川市内で介護包括型 GH の運営実績もあることから、当該 GH においては、貴法人の強みである「リハビリ」がどのように活かされるのか、大きな期待があります。大きな期待があるからこそ、あえて3つのお願いをいたします。

1. 個別支援計画や今回の「報告・評価シート」における言葉の使い方を拝見すると、リハビリテーション的な視点が優位である印象を受けます。GH は基本的には「暮らしの場」です。ご本人たちが抱える様々な問題・課題の解決をご本人たちに求めるだけでなく、どのように支援をしたら問題・解決に導けるかを考える福祉的な視点を取り入れて欲しいと思います。
2. 貴ホーム入居者8名のうち、6名が貴グループ内生活介護事業所に通所しています。暮らしの場と通所先が同法人である場合、ご本人たちの経験の幅が狭まる可能性が高くなります。そのようなことを避けるために、他の日中の通所事業所や他の福祉サービス事業所との交流・情報交換を通して、支援の相談ができるところを増やすとよいのではないのでしょうか？
3. 近隣住民との関係改善が急務です。GH の開設においては近隣住民への説明会は原則必要ありませんが、災害などの緊急時には近隣の助けが必須です。特に貴ホームには身体障害のある人たちが入居しているため、近隣住民との関係づくりはとても大切です。入居者にとって GH は「おうち」です。一日も早く近隣住民の理解が得られるよう説明会の開催の検討をお願いします。

日中サービス支援型共同援助は、障がい者の重度化・高齢化に対応するため創設された類型で、主な対象者は障害の重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用できない障がい者を想定しており、24時間の支援体制を整えるとされています。

創設の趣旨の通り、日中サービス支援型共同生活でしか受入れることができない重度の障がいのある方の積極的な受入れと職員体制の構築をお願いします。

今後とも障害のある人たちの支援にご協力・ご尽力いただきますようお願いいたします。

【総評】 グループホームワンコといっしょ市川大野（日中サービス支援型）

少人数での日中サービス支援型のグループホームということもあり、建物の作りからしてもアットホームな雰囲気を感じました。エレベーターもあり、様々なニーズに対応できる建物の作りになっている様子がうかがえました。近隣住民との関係性もできてきているとのことで、ご本人、ご家族にとっても安心につながるのではないかと感じました。

一方で、関係機関との連携や、障害特性に合わせた生活支援については、今後よりいっそう期待したい点もあります。

たとえば、日中時間帯における関係機関との連絡を取りやすくしていただいたり、通所先とホームでの障害特性を踏まえた支援方法の統一についてなど、連携の中から本人にとってよりよい支援の在り方を検討していただければと思います。

また、今後入居者が増えるにあたって、本人の障害特性を踏まえた支援を検討していただき、職員が負担になりすぎないように、支援にあたってほしいと思います。

短期入所については、まだ利用がないとのことですが、まずは現在のホーム利用者の生活を大切にいただき、受け入れについて検討していただければと思います。

市内にある大切な日中サービス支援型のホームですので、職員のスキルアップのため、障害特性に関する研修会に参加していただいたり、地域でのネットワークを作っていくため、市内の研修や企画等にもぜひ様々な職員を出席させていただければと思います。

日中サービス支援型共同援助は、障がい者の重度化・高齢化に対応するため創設された類型で、主な対象者は障害の重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用できない障がい者を想定しており、24時間の支援体制を整えるとされています。

創設の趣旨の通り、日中サービス支援型共同生活でしか受入れることができない重度の障がいのある方の積極的な受入れと職員体制の構築をお願いします。

報告・評価シート

【報告日 令和 6年 6月 18日】
【評価日 令和 6年 12月 20日】

項目	【事業所記入欄】									
基本理念・方針	障害者と動物の幸せの追求									
1 施設概要	事業者名	ビーハック市川奉免町			人員配置	日 中（平日）【休日体制】				
	指定日	令和 4 年	1 2 月	1 日		世話人		生活支援員		
	所在地	市川市奉免町 3 3 5 - 3				() 【 1 】 人		() 【 4 】 人		
	定員数（共同生活援助）	1 9 人				（常勤換算後）		（常勤換算後）		
	定員数（短期入所）	1 人				) 【 6 . 0 】 人		() 【 3 ・ 6 】 人		
	共同生活住居数	2 0 人				夜 間				
	【住居の内訳】		【定員数の内訳】			世話人（夜間）		生活支援員（夜間）		
	【男性】		9 名			0 人		2 人		
	【女性】		1 0 名			（常勤換算後）		（常勤換算後）		
	【短期入所】		1 名			人		人		
1 - 2 職員について	経験年数 ・ 管 理 者	障害福祉経験年数 1 年 4 ヶ月 / 高齢者福祉関係経験年数 1 2 年 6 ヶ月								
	・ サービス管理責任者	2 ヶ月（障害福祉経験 10 年）								
	・ 世 話 人	1 年 6 ヶ月（平均）（障害福祉経験者 3 人）								
	・ 生活支援員	2 年 6 ヶ月（平均）（障害福祉経験者 2 人/高齢福祉経験者 6 人/未経験 5								
	サービス管理責任者以外に有資格者はいますか？ 有									
1 - 3 平日の職員シフト	9 : 00 ~ 18 : 00		2 人		●朝の食事や送り出しの準備で多忙だが、女性棟（2階）、男性棟（1階）で各々支援員 1 名のみ。通所送迎に間に合わないこともあり、現場としては早番を配置したい。					
	11 : 00 ~ 20 : 00		2 人							
	18:00 ~ 9:00		2 人							
	: ~ :		人							
1 - 4 休日の職員シフト	9 : 00 ~ 18 : 00		2 人		平日と同様の体制					
	11 : 00 ~ 20 : 00		2 人							
	18:00 ~ 9:00		2 人							
	: ~ :		人							

項目	【事業所記入欄】								
2 利用者状況 (R6年9月13日現在)	障害支援区分		人数		内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）			
	非該当		人			身体	総 数：	4 人	
	区分 1		人				主に日中GHで過ごす人数：		2 人
	区分 2		人				知的	総 数：	13人
	区分 3		4 人			主に日中GHで過ごす人数：		0 人	
	区分 4		5 人			精神		総 数：	3人
	区分 5		5 人				主に日中GHで過ごす人数：		2人
	区分 6		5 人				難病等	総 数：	人
	合計		19 人			主に日中GHで過ごす人数：		人	
2－2 利用者への 支給決定の実施主体	市川市		11人	千葉市		1人		人	
	船橋市		2人	江戸川区		2人		人	
	松戸市		2人	世田谷区		1人		人	
2－3 利用者の 相談支援専門員について	相談支援専門員がついている利用者の人数				19 人				
	市川市以外の事業所の相談員がついている利用者の人数				6 人				
2－3 その他	○強度行動障害の方や医療的ケアが必要な方はいるか？				●現在、強度行動障害、医療的ケア者はいないが、進行性の難病や末期が んの利用者を受け入れている。本人の希望を尊重しつつ、訪問看護で対応 できる範囲で受入れを継続する方針とのこと。 ☆本人の希望を尊重して受入れ継続をお願いします。 ☆行動障害・医療的ケア者の受入れの検討をお願いします。				

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
3 利用者の主な 日中の活動に ついて	主に日中GHで過ごす人に提供するサービスについて	○引き続き、栄養管理、金銭管理が必要な利用者は個別で事業所の車で店まで同行し、ネットスーパーで利用者の希望する品を買い物の支援を行っているとのこと。 ☆日中活動プログラムの週間スケジュールの利用者への提示をしてはどうか。
	散歩・体操・買い物同行・創作レク	
	・外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数： 13人	○朝の送り出しの支援は通所送迎に間に合わないこともあり、現場としては早番を配置増したいとのこと。 ☆通所送迎に遅れることのないように、人員配置をお願いします。
	就労継続支援B型 生活介護	☆日本語が母国語でない方でも、コミュニケーションツール等を活用し、日中の通所事業所との円滑な業務引継ぎをお願いします
4 利用者に対する 地域生活の支援 状況について	利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。 散歩・体操・買い物同行を行っている。月1回イベントを開催。社会とのつながりを維持できるように支援したい。9月はTDLに行く予定。一時帰宅の希望者（4～5人）は週末自宅に帰宅してもらっている。	○移動支援などの外部サービスは1名利用しているとのこと。 ☆一時帰宅希望者への対応を引き続きお願いします。
	感染症に対してどのような備えをしているか。 感染症に関して年2回の研修を行っている。 往診医と連携し、希望者にはワクチン接種ができるようにしている。	☆感染症対策のBCPに基づいた対応をしてほしい。
	体験的利用等のニーズに対応しているか。 体験希望があり、居室が空いている場合は対応しています。 緊急対応の利用も多い。	○体験利用で体験のみで本利用に至らなかったケースは、飲酒禁止のルールを理由に本利用には至らなかったケースがあるとのこと。 ☆体験利用でうまくいかず、失敗体験となってしまうことがある。事前アセスメント等で不要な失敗体験をしないように、受入れの際は慎重に検討してほしい。 ☆引き続き、緊急対応利用の受け入れをお願いします。

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価				
5 支援体制の確保について	入居者の急病など緊急時の支援体制が確保されているか。 日中は管理者、サビ管が判断し、往診医に相談や救急搬送を行っている。 夜間に関しては夜勤者より管理者へ連絡、判断し救急搬送等の指示を出している。	○夜間の緊急時支援体制は確保されており、適切な緊急時対応をされている。緊急対応時も安定した通常業務のために、夜間、早朝時の人員増が望ましい。				
	入浴用の介護リフト等の設備はあるか。 ●あり ●原則は週3日の入浴を確保している。 ●夏場帰宅時に汗だくになっている人は毎日入浴している。 ●通所先（生活介護）で入浴するケースあり	☆利用者の希望に沿った入浴体制を確保してほしい。				
	B C Pを策定しているか。 ●BCP策定済 ●5日分の備蓄を確保 ●蓄電池設備あり ●夜間時の避難訓練の実施 ●車椅子利用者の避難支援方法の確認をおこなっている。 ●地域住民の避難受入れ可能	○B C Pの策定のみならず、災害時の備蓄、備品の整備をしている。 ○現場に即した避難訓練の実施も行っている。 ○事業所が避難所となりうる準備ができている。 ☆引き続き災害時の備えをお願いします。				
6 地域に開かれた運営について	家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。 ●地域住民の方と交流は普段より行っており、良い関係が築けております。 ●「納涼祭」開催時には地域住民からスイカの差し入れがあった。	○「芋煮会」など地域住民とのイベント開催予定 ○継続して地域住民との交流を通して、良好な関係をづくりに努めてください。				
	実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。 <table border="1" data-bbox="470 1193 1272 1297"> <tr> <td data-bbox="470 1193 831 1246">受け入れ人数</td> <td data-bbox="833 1193 1272 1246">実 習 生： 0 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="833 1248 1272 1297">ボランティア： 0 人</td> </tr> </table>	受け入れ人数	実 習 生： 0 人		ボランティア： 0 人	☆地域のボランティアの活用した日中活動をしてみてはいかがでしょうか？
	受け入れ人数	実 習 生： 0 人				
		ボランティア： 0 人				
受け入れは現在までないですが、あれば対応します。						

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
7 短期入所の併設 について	地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているか。	◎支援が困難な方でも積極的に受け入れてくださっています。引き続き受け入れをお願いします。
	短期入所実績 今年度実績 3 名	
	緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。	◎可能な範囲で重度の方を緊急時に受け入れていただけるとありがたい。
	居室があいていれば対応しております。	
8 相談支援事業者 や他のサービス事業 所、医療機関との 連携状況について	相談支援事業者や他のサービス事業所と適切に連携をしているか。	○昨年度と比較して、日中サービス事業者と相互に連携強化が図られています。 ☆日中サービス事業者より、「ひげのそり残し」がある」などの送り出しケアの不備が多いとの声がある。 ○事業所内の職員間の引継ぎが不十分なケースが多いとの声があります。 ☆支援体制の強化、適切な人員配置を望みます。
	●必要があれば随時連絡を取り合い情報共有に努めています。	
	・医療機関と適切に連携をしているか	○現在、強度行動障害、医療的ケア者はいないが、進行性の難病や末期がんの利用者を受け入れている。本人の希望を尊重しつつ、訪問看護で対応できる範囲で受入れを継続する方針とのこと。 ☆医療機関との連携し、できるだけ本人の希望を尊重した受入れをお願いします。
	●医療連携しているクリニックがあり、適切に運用しております。また、月に1回訪問看護を入れており、医療連携に努めています。 ●訪問歯科を導入	
	・通常時、緊急時の通院同行に対応しているか。	☆必要時のかかりつけ医の通院同行を実施している。引き続き支援をお願いします。
	●対応しております。 ●日中サービス事業所と連携している。	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	(1) 利用者の個別支援計画の内容は適切か。 (利用者の個別支援計画をご提出ください。氏名等は不要)	●利用者の意思を尊重し、利用者が理解し共有できる計画作成を心がけているとのこと。●課題設定ではなく、出来ることを目標に設定する計画 ●モニタリングは職員ミーティングで実施し共有。
	●提出済●利用者の希望や趣向を尊重した計画作成●利用者が理解できる文言●できた事を誉めることができる計画	
	(2) 虐待防止（身体拘束）に関する取り組みをしているか。	☆内部研修だけでなく、外部講師の招聘、外部機関の研修に参加する機会を作ってはどうか。
	●年2回の研修を行っております。 ●動画視聴とテストの実施	
	(3) 適切な食事を提供（調理方法・品数・量など）しているか。	☆適切な食事提供を行っている。 ☆好き嫌いがある利用者は食べ残しが多いとのことだが、趣向に合わせた食事内容を検討しているとのこと。
	●提供時間は2時間とし、衛生面に配慮しながら提供しています。また、体重管理にも努めております。●施設向け調理済み冷凍食材を湯せんして提供●嚥下能力に応じて一口大、ミキサー食の提供を行っている。	
	(4) 可能であれば、事業所（グループホーム）における事業の実施状況を実際に現地で確認させてください。	◎日中サービス支援型共同生活援助の支援は、介護施設並みのケアと障害特性に合わせた個別性の高いケアの両方が必要です。現場の職員の方の頑張りには頭が下がります。職員のバーンアウト防止に留意してください。
	可能です。	
	(5) 市川市自立支援協議会及び各部会にご出席の際は、実際に事業所（グループホーム）に勤務している方のご出席をお願いします（サービス管理責任者等）。	
	サービス管理責任者(必要であれば管理者)	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	(6) 社会福祉法第82条に基づきサービスに係る苦情を適切に解決するため第三者委員を置く場合、市川市自立支援協議会の構成メンバー等を選任することは可能か教えてください。	☆第三者委員に本市自立支援協議会の構成メンバーを選任をお願いします。
	可能です。	
	(7) 管理者や従業者に対する研修の実施状況について教えてください（回数、内容等）。	☆内部研修だけでなく、外部講師の招聘、外部機関の研修に参加する機会を作ってはどうか。
	従事者は月に1回ほど研修を開催しております。 管理者はウェイルビーランニングでの研修を毎月行っています。 (8) 市川市では、面的な体制として整備する方向で、地域生活支援拠点等の整備を進めています。この趣旨をご理解いただき、面的な体制の一部として、地域の障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた支援体制づくりに、可能な限りにおいてご協力いただけますか。 (例：緊急時の短期入所利用の受入れ、病院や施設から地域生活へ移行するための地域生活の体験の機会の提供など)	
	可能です。	・継続してご協力をお願いします。

報告・評価シート

【報告日 令和 6年 6月 18日】

【評価日 令和 6年12月20日】

項目	【事業所記入欄】										
基本理念・方針	株式会社ウェリオsocial worksの理念・方針										
	一．利用者が安心と安全な中で日常生活を送ることの出来る「生活の場」の提供に努めます。										
	一．利用者が生きがいや自尊心を満たすことの出来る「日中活動の場」の提供に努めます。										
	一．利用者の願いを誠実に受け止め、意思決定支援を深めるとともに、人格と人権を大切に守ります。										
	一．利用者の社会参加、地域生活を推進するとともに、自立に向けた日常生活又は社会生活を営むことができるよう努めます。										
1 施設概要	一．地域から必要とされる障害福祉サービス事業所としての責任を果たせるようチームの専門性向上を深めながら、地域との連携・交流を積極的に推進します。										
	事業者名		株式会社ウェリオsocial works			人員配置	日 中（平日）【休日体制】				
	指定日		2023年	5月	1日		世話人		生活支援員		
	所在地		市川市八幡3-8-10ローズガーデン矢澤				(7) 【 6 】 人		(5) 【 3 】 人		
	定員数（共同生活援助）		20人				(常勤換算後)		(常勤換算後)		
	定員数（短期入所）		3人				(6.33) 【5.43】 人		(3.15) 【 2 】 人		
	共同生活住居数		人				夜 間				
	【住居の内訳】			【定員数の内訳】			世話人（夜間）		生活支援員（夜間）		
	【男性】			11名			7人		夜間の体制は 1人		
	【女性】			9名			(常勤換算後)		(常勤換算後)		
							2.15人		1人		

1－2職員について	経験年数	・管 理 者	障害福祉経験年数 20年3ヶ月/高齢者福祉関係経験年数 0年0ヶ月					
		・サービス管理責任者	20年3ヶ月（障害福祉経験20年3ヶ月）/ 高齢者福祉関係経験0年0ヶ月					
		・世 話 人	2年0ヶ月（平均）（障害福祉経験者3人/高齢福祉経験者 3人/未経験 2人）					
		・生活支援員	1年 0ヶ月（平均）（障害福祉経験者 2人/高齢福祉経験者 4人/未経験 2人）					
	サービス管理責任者以外に有資格者はいますか？ います。医師、精神保健福祉士、介護士、看護師等							
1－3 平日の職員シフト	8：30	～	17：30	4～5人	:	～	:	人
	11：00	～	20：00	1人	:	～	:	人
	13：00	～	22：00	2人	:	～	:	人
	22：00	～	翌9：00	2人	:	～	:	人
1－4 休日の職員シフト	8：30	～	17：30	3～4人	:	～	:	人
	11：00	～	20：00	1人	:	～	:	人
	13：00	～	22：00	2人	:	～	:	人
	22：00	～	翌9：00	2人	:	～	:	人

項目	【 事業所記入欄】						
2 利用者状況 (R6年6月1日現在)	障害支援区分	人数		内訳	主な障害種別利用者人数 (重複はそれぞれ記入)		
	非該当	0人			身体	総 数：	人
	区分 1	0人				主に日中GHで過ごす人数： 人	
	区分 2	2人			知的	総 数：	2 人
	区分 3	5人				主に日中GHで過ごす人数： 2 人	
	区分 4	11人			精神	総 数：	1 8 人
	区分 5	1人				主に日中GHで過ごす人数： 1 8 人	
	区分 6	1人			難病等	総 数：	人
	合計	20人				主に日中GHで過ごす人数： 人	
2－2 利用者への支給決定の実施主体	・千葉県市川市	12人	・江戸川区		1人	人	
	・浦安市	2人	・八千代市		1人	人	
	・葛飾区	1人	・松戸市		3人	人	
2－3 利用者の相談支援専門員について	相談支援専門員がついている利用者の人数			1 9 人			
	市川市以外の事業所の相談員がついている利用者の人数			5 人			
2－3 その他	強度行動障害の方や医療的ケアが必要な方はいるか？ 該当なし						

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
3 利用者の主な 日中の活動に ついて	主に日中GHで過ごす人に提供するサービスについて	通院の同行をしっかりとやられている点が評価できます。 スタッフが付き添うことで、本人の病症についてより正確に伝えることができ、適切に医療機関に繋がるため、今後も継続をお願いします。
	身体介助（入浴・排泄）、掃除・洗濯・食事提供、相談、外出同行（通院・買い物等）	
	・外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数： 13人 就労継続支援A型・B型・生活介護・デイケア デイサービス・訪問看護・一般就労 地域活動支援センター	
4 利用者に対する 地域生活の支援 状況について	利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。	買い物や理容など、適切な外出支援ができています。季節のイベント等はぜひこれからも続けてください。
	利用者のニーズに合わせて可能な限り外出支援を行っている。主に生活用品や家具や衣類の購入に同行している。定期的な余暇活動は出来ていない状況。季節の節目などで施設内でイベントを行う程度。	
	感染症に対してどのような備えをしているか。 感染予防セット（マスク・手袋・使い捨てエプロン・アルコール・感染用スリッパ・使い捨て食器）を常備 感染症疑いの場合は、早急に雇用している医師や看護師と相談している。	
	体験的利用等のニーズに対応しているか。 本入居希望の方に、事前の体験利用を実施している。1泊では本人と事業所も振り返りの材料が少ないので、3泊程度してもらうケースが多い。	引き続き体験的利用の対応をお願いします。

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価				
5 支援体制の確保 について	入居者の急病など緊急時の支援体制が確保されているか。	深夜もサービス管理責任者、副施設長の2名体制で連絡を受け付けており、緊急時の支援体制が整っていることを確認しました。 過去、夜に利用者が体調不良を訴えた場合には迅速に対応されたとのことで、引き続き体制の確保をお願いします。				
	急変・他害行為時の対応マニュアル作成					
	入浴用の介護リフト等の設備はあるか。					
	無					
	BCPを策定しているか。					
	昨年度、市内の研修に参加し現在作成中。グループホームが20名と短期入所3名の大人数の事業所なので、食料品の備蓄や服薬が足りない時の対応などが検討材料となっている。					
6 地域に開かれた 運営について	家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。	家族が来所した際は、受付簿に記入してもらい管理しているとお聞きました。今後も地域に開かれたGHとして、近隣の方々との繋がりを大切に運営をお願いします。				
	家族に関しては、グループホーム内への入室は許可していることもあり、定期的に来所がある。地域住民との関わりにおいては、自治会長、民生委員(大芝原自治会)方に開設の際に挨拶をしている。また地区の防犯パトロールへの参加も行っている。					
	実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。		今後も積極的な受け入れの検討をお願いします。			
	<table><tr><td rowspan="2">受け入れ人数</td><td>実 習 生：</td><td>0 人</td></tr><tr><td>ボランティア：</td><td>1 人</td></tr></table>		受け入れ人数	実 習 生：	0 人	ボランティア：
	受け入れ人数	実 習 生：		0 人		
ボランティア：		1 人				
	期間限定でレクリエーションボランティアの受入れを実施。 (内容：体操・手工芸等)					

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
7 短期入所の併設について	地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているか。 短期入所実績 19名 その内、6名の方が拠点からの緊急ショートの利用。 夜の時間帯での受け入れなども行っている。	積極的な受け入れをしていただいています。 短期入所中の方の日中の過ごし方についても、相談支援専門員と確認しながら検討してください。 引き続き、受け入れ体制の確保をお願いします。
	緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。 基本は市内の拠点より緊急対応として、夜の受け入れも行っている。 住んでいるGHを家出をし、警察に補導後にGHから受入れ拒否をされた為、次の施設が決定するまで当施設に緊急ショートとして入居された。また近隣住民とのトラブルで一時的な距離を保つための緊急ショートなど様々なケースに対応している。	緊急時の様々なケースに対応いただいています。引き続き、受け入れ体制の確保をお願いします。

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
8 相談支援事業者 や他のサービス事業 所、医療機関との 連携状況について	相談支援事業者や他のサービス事業所と適切に連携をしているか。	
	相談支援事業所に関しては日々の様子や、モニタリングなどの同席を行っている。他には通所先では、グループホームの様子を伝えたり、日中活動の様子などを見させていただき、総合的に本人を見ていける様に対応をしている。	
	・医療機関と適切に連携をしているか 急な体調変化（身体・精神的）や誤薬・服薬忘れ・薬の調整等訪看が来訪したタイミングや医療機関に連絡をする形で連携を取っている。 また看護師がスタッフとして配置されていることや、医師がスタッフとして勤務しているので、体調不良になった際は迅速な対応を行っている。	看護師が週4回ほど、医師が週1回来訪して面談を行うなど、健康管理の体制が整っています。
	・通常時、緊急時の通院同行に対応しているか。 通院や緊急時の同行は適宜当スタッフが対応。 精神科のみならず、内科や歯科、耳鼻科なども同行している。	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	(1) 利用者の個別支援計画の内容は適切か。 (利用者の個別支援計画をご提出ください。氏名等は不要) ・ 別紙参照	・ 相談支援事業所への交付をお願いします。 ・ 策定にあたっては、本人への聞き取りのもと支援の方向性を決め、策定後も週 1 回面談し、状況に応じて作り直すなど、本人に寄り添った計画を策定しています。
	(2) 虐待防止（身体拘束）に関する取り組みをしているか。 圏域のグループホーム等支援ワーカーが当法人のスタッフに向けて、虐待に関する研修を実施している。また事業所内でも同様に虐待防止に関する研修を実施している。	全従業員に対し数回に分けて研修を行っており、虐待防止の取り組みができています。
	(3) 適切な食事を提供（調理方法・品数・量など）しているか。 朝：パン・フルグラ・牛乳・コーヒー・お茶 ※個数・種類、選択制 昼：外注弁当（主食・副食）＋レトルト味噌汁 夕：外注総菜（副食・味噌汁の具） ＋主食 女性：180g 男性：200g＋味噌汁 毎月、体重測定の実施や、外注先との連携でカロリー表示を依頼しており、体重増加予防の対応を随時行っている。	適切な食事を提供できています。（写真確認済） また介助が必要な方は共有ルームで食事してもらい、各部屋で食事されてる方も、薬の服薬と同時に食後の確認ができています。 今後とも利用者の健康管理を考慮した食事の提供をお願いします。

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	(4) 可能であれば、事業所（グループホーム）における事業の実施状況を実際に現地で確認させてください。	
	可能です。是非お越しいただければ幸いです。	
	(5) 市川市自立支援協議会及び各部会にご出席の際は、実際に事業所（グループホーム）に勤務している方のご出席をお願いします（サービス管理責任者等）。	
	自立支援協議会やグループホーム連絡協議会など、市内の会議には管理者及びサービス管理責任者が出席している。またその他の会議においては、グループホーム等支援ワーカーの依頼などで、同様に出席している。	
	(6) 社会福祉法第82条に基づきサービスに係る苦情を適切に解決するため第三者委員を置く場合、市川市自立支援協議会の構成メンバー等を選任することは可能か教えてください。	
	可能です。	
9 その他	(7) 管理者や従業者に対する研修の実施状況について教えてください（回数、内容等）。	研修が適切に行われていることを確認しました。 今後も従業員に対する丁寧な研修の実施をお願いします。
	・虐待防止研修／2回 ・障がい福祉サービスについての研修／1回 ・精神障害についての勉強会／1回 ・障がい種別についての勉強会／1回 ・触法や保護観察法についての勉強会／2回	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	(8) 市川市では、面的な体制として整備する方向で、地域生活支援拠点等の整備を進めています。この趣旨をご理解いただき、面的な体制の一部として、地域の障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた支援体制づくりに、可能な限りにおいてご協力いただけますか。 (例：緊急時の短期入所利用の受入れ、病院や施設から地域生活へ移行するための地域生活の体験の機会の提供など)	拠点等の機能を担う事業所の登録について、ぜひご検討をお願いします。
	現在の対応実績 ・ 緊急時の短期入所の受入れ（夜の受け入れ含め） ・ 精神科病院で長期入院している方への地域生活へ移行するための地域生活の体験の機会の提供 ・ 短期入所の利用を活用し、一人暮らしのイメージが出来る場所の提供 ・ 65歳以上の方への介護認定の手続きなどの対応 上記以外でもこちらで対応が可能な事例があれば協力していきます。ご相談させていただければ幸いです。	

報告・評価シート

【報告日 令和 6 年 6 月 19 日】

【評価日 令和 6年 12月 20日】

項目	【事業所記入欄】									
基本理念・方針	人生の質を高め、豊かに生きる									
1 施設概要	事業者名	リボングループホーム市川日中支援				人員配置	日 中（平日）【休日体制】			
	指定日	2023	5 月	1 日	世話人		生活支援員			
	所在地	市川市宮久保6-4-4					(1)【 2 】人	(1)【 2 】人		
	定員数（共同生活援助）	9人					(常勤換算後)	(常勤換算後)		
	定員数（短期入所）	1人					(2.79)【2.79】人	(1.74)【1.74】人		
	共同生活住居数	1					夜 間			
	【住居の内訳】		【定員数の内訳】		世話人（夜間）		生活支援員（夜間）			
	【男性】 1 階		4名		2人		2人			
	【女性】 2 階		5名		(常勤換算後)		(常勤換算後)			
	【短期入所】		1名		0.7人		0.7人			
1－2 職員について	経験年数 ・ 管 理 者	障害福祉経験年数 1年 ケ月 / 高齢者福祉関係経験年数 7年 2ヶ月								
	・ サービス管理責任者	8 年 ケ月（障害福祉経験 8年 ケ月） /								
	・ 世 話 人	1年 ケ月（平均）（障害福祉経験者1人/高齢福祉経験者2人/未経験3 人）								
	・ 生活支援員	1年 ケ月（平均）（障害福祉経験者 1人/高齢福祉経験者2人/未経験 3 人）								
	サービス管理責任者以外に有資格者はいますか？ 介護福祉士 1名 理学療法士 1名 作業療法士1名									
1－3 平日の職員シフト	9：00	～	18：00	6人	○職員は階ごとに1名配置 ○朝の送り出しの時間は、利用者により出発時間にばらつきがあるため対応できている。 ○支援員9名(正職員4名・パート5名) ○支援員のうち4名が特定技能制度の外国籍の方、日常会話の可能な方が継続して働いている。					
	16：00	～	9：00	8人						
	：	～	：	人						
	：	～	：	人						
1－4 休日の職員シフト	9：00	～	18：00	6人						
	9：00	～	16：00	3人						
	16：00	～	9：00	8人						
	：	～	：	人						

項目	【事業所記入欄】						
2 利用者状況 (2024年6月現在)	障害支援区分	人数		内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）		
	非該当	人			身体	総 数：	2人
	区分 1	人				主に日中GHで過ごす人数：	
	区分 2	人			知的	総 数：	2人
	区分 3	2人（50代）				主に日中GHで過ごす人数：	
	区分 4	3人（20代/40代/50 代）			精神	総 数：	2人
	区分 5	2人（50代）				主に日中GHで過ごす人数：	
	区分 6	1人（50代）			難病等	総 数：	2人
	合計	7人				主に日中GHで過ごす人数：	
2－2 利用者への 支給決定の実施主体	・千葉県市川市	7人		人		人	
	千葉県我孫子市	1人		人		人	
		人		人		人	
2－3 利用者の 相談支援専門員について	相談支援専門員がついている利用者の人数			5人 ケアマネ3人	要介護の方が3名入居中。 相談支援専門員・介護支援専門員		
	市川市以外の事業所の相談員がついている利用者の人数			0人	外部事業所：7名 内部事業所：1名		
2－3 その他	○強度行動障害の方や医療的ケアが必要な方はいるか？			いません			
	○入居中の方の障害種類			知的障害・難病（プラダウィリー・強皮症）・高次脳機能障害・脳性まひ			
	○入浴支援の状況は			希望者の方は毎日入浴している。リフトが必要な重度障害の方は生活介護で週2回入浴している。			

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
3 利用者の主な 日中の活動に ついて	主に日中GHで過ごす人に提供するサービスについて ----- 日中の利用者様の状況考慮し外出支援、買い物支援実施しております。	☆日中の外出は利用者から要望があれば支援をお願いします。 ☆引き続き店舗への買い物同行の希望があれば支援をお願いします。
	・外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数： 7 人	☆外部サービスを利用していない方は自由行動としている。本人の希望に沿った日中の支援をお願いします。
	生活介護5名 就労B1名 デイサービス1名 入居者8名中7名が外部の日中活動サービスを利用中 グループ内サービス（生活介護）利用者が6名	
4 利用者に対する 地域生活の支援 状況について	利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。 ----- 身体介助が必要な方が多いので、転倒リスクなどが無い状況に外出支援実施しております。余暇に関してはそれぞれで実施できていますが、GH側で実施できることは現在検討中です。	☆車いす使用者が3名居住中とのことでしたが、計画相談支援員と連携し移動支援等の外部サービスを進めてはどうか。
	感染症に対してどのような備えをしているか。 ----- 感染症対策委委員を設置しております。業務基準では次亜塩素酸を利用した消毒業務を設け、日々消毒業務・換気等をスタッフに対して指導しております。	☆体調管理の徹底と体調不良時の連絡体制を整えるようにしてください。
	体験的利用等のニーズに対応しているか。 ----- 在宅・入院中など状況を問わずお受入れしております。希望があれば見学だけでも対応しております。体験利用を繰り返し慣れてもらい、本入居に至ったケースはあります。受入れ可否の判断は、事前の本人面談や関係者の意見を聞き判断しています	☆体験利用でうまくいかず、失敗体験となってしまうことがある。事前アセスメント等で不要な失敗体験をしないように、受入れの際は慎重に検討してほしい。

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
5 支援体制の確保について	入居者の急病など緊急時の支援体制が確保されているか。 ----- 緊急時対応の指導と消防庁の資料を掲示しスタッフに啓発しております。	○緊急時の支援体制が管理者に情報伝達できる整えている。
	入浴用の介護リフト等の設備はあるか。 ----- 手すり、シャワーチェア、滑り止めの設置をしております。	○利用者の希望に応じて、自立している方、シャワー椅子に介助で移乗できる方は施設内で入浴している。その他の方は生活介護等の日中サービスで入浴を行っているとのこと。利用者の希望に応じて入浴ができるよう支援をお願いします。
	B C P を策定しているか。 ----- しております。	○災害対応、備蓄の状況しているとのこと。 ☆災害時対応マニュアルの職員の理解はできているか、避難訓練は未実施。定期的な避難訓練の実施してください ☆太陽光発電式蓄電池の設備あり。停電時もエレベーター利用可能とのことでしたが、☆エレベーター停止時の車椅子利用者の避難を検討必要
	家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。 ----- 地域の方にはGHの反対されている方もいらっしゃる、現状積極的な交流は難しいかと思います。	○開設時に個別に説明、自治会挨拶、内覧会を実施したとのことだが、左記の状況でもある。 ○ 反対されている住民の方以外とは、日ごろ挨拶できる関係になっているとのこと ☆地域住民との関係構築は必要。自治会の加入、イベント参加してはどうか？ ☆地域連携推進会議を機会に地域住民への説明を実施を提案
6 地域に開かれた運営について	実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。	
	受け入れ人数	実 習 生： 0 人 ----- ボランティア： 0 人
	今後、需要があるのであれば受け入れはしていきたいと思 います。	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
7 短期入所の併設 について	地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているか。	☆継続して短期入所の受け入れ対応をお願いします。
	現状いただいたお問い合わせには、全て受け入れさせていただいております。短期入所実績 5名。	
	緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。	☆できるだけ早い緊急時の受け入れの可否判断をお願いします。
	昨年度、1名緊急受け入れいたしました。 2023.6～緊急の受け入れ相談4件です。お受入れ可能でしたが、他事業所様のご利用となりました。 2024年6月上旬に地域生活支援拠点等の申請を致しました。	
8 相談支援事業者 や他のサービス事業 所、医療機関との 連携状況について	相談支援事業者や他のサービス事業所と適切に連携をしているか。	○医療・介護・障害分野で共有する多職種連携のコミュニケーションツールを利用しているとのこと。
	相談員さんのモニタリング訪問や適宜支援に対する相談連絡、担当者会議への参加、通所先との連絡ノート、退院時カンファレンスにも参加し入院中からもご利用者様の支援に関わっております。特にグループ内の情報連携は密に実施できております。	
	・医療機関と適切に連携をしているか	☆引き続き適切な連携をお願いします。
	訪問診療、訪問薬局、訪問看護介入している方もいらっしゃる、細かな体調不良等にもご対応いただけております。訪問時の情報共有に努めています。	
	・通常時、緊急時の通院同行に対応しているか。	☆引き続き必要時、緊急時の通院同行対応をお願いします。
	対応しております。	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	(1) 利用者の個別支援計画の内容は適切か。 (利用者の個別支援計画をご提出ください。氏名等は不要) 添付資料をご確認ください。	☆基本理念にあるように利用者自身の時間を豊かに過ごすことをより重視した支援計画を作成していただきたい。 ☆知的障害、精神障害への障害の理解をより深めたうえで、支援計画の作成、支援を行っていただきたい。
	(2) 虐待防止（身体拘束）に関する取り組みをしているか。 虐待防止・身体拘束委員会設置し年数回実施している。	☆知的障害、精神障害について外部研修を実施し、第3者の意見を取りいれてどうか？
	(3) 適切な食事を提供（調理方法・品数・量など）しているか。 朝は手作り、昼夕は栄養士監修の冷食を提供させていただいてます。ご飯は玄米で仕入れてGHで精米したものを提供しご利用者様に合わせて量は調整させてもらってます。	☆引き続き提供をお願いします。
	(4) 可能であれば、事業所（グループホーム）における事業の実施状況を実際に現地で確認させてください。 かしこまりました。	
	(5) 市川市自立支援協議会及び各部会にご出席の際は、実際に事業所（グループホーム）に勤務している方のご出席をお願いします（サービス管理責任者等）。 かしこまりました。	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	(6) 社会福祉法第82条に基づきサービスに係る苦情を適切に解決するため第三者委員を置く場合、市川市自立支援協議会の構成メンバー等を選任することは可能か教えてください。 可能です。	
	(7) 管理者や従業者に対する研修の実施状況について教えてください（回数、内容等）。 事業所内では上記委員会と随時症例検討会を行いました。入社時、スタッフには利用者様の障害特性、GHの説明、倫理観について説明しております。また随時入浴やトイレ動作などの介助方法について指導しております。管理者は市川GH協議会への積極的な参加、11月にサビ管初任者研修終了、3月「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」に参加しております。	☆ 9 - (1) 同様、外部研修の実施などで障害理解を深めていただきたい。
	(8) 市川市では、面的な体制として整備する方向で、地域生活支援拠点等の整備を進めています。この趣旨をご理解いただき、面的な体制の一部として、地域の障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた支援体制づくりに、可能な限りにおいてご協力いただけますか。 （例：緊急時の短期入所利用の受入れ、病院や施設から地域生活へ移行するための地域生活の体験の機会の提供など） 2024年6月上旬に地域生活支援拠点等の申請書類提出済みです。当事業所の強みを活かしながら地域のお役に立てれるよう協力させていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。	◎ 継続してご協力をお願いします。

報告・評価シート

【報告日 令和 6 年 6月19 日】

【評価日 令和 6年 12 月 20日】

項目	【事業所記入欄】									
基本理念・方針	利用者さんが地域で安心して生活できるように尽くします。									
1 施設概要	事業者名	株式会社よしみケア			人員配置	日 中（平日）【休日体制】				
	指定日	令和 6 年	1 月	1 日		世話人	生活支援員			
	所在地	千葉県市川市大野町3-1981-3				() 【5】 人	() 【5】 人			
	定員数（共同生活援助）	6人				(常勤換算後)	(常勤換算後)			
	定員数（短期入所）	1人				() 【1.43】 人	() 【1.26】 人			
	共同生活住居数	人				夜 間				
	【住居の内訳】		【定員数の内訳】			世話人（夜間）	生活支援員（夜間）			
	【男性】		0名			2 人	2 人			
	【女性】		6名			(常勤換算後)	(常勤換算後)			
	【短期入所】		1名			0.45人	0.45人			
1－2 職員について	経験年数 ・ 管 理 者	障害福祉経験年数14年2ヶ月/高齢者福祉関係経験年数14年2ヶ月								
	・ サービス管理責任者	2 年 6 ヶ月（障害福祉経験 2 年 6 ヶ月） / 高齢者福祉関係経験 1 年 6 ヶ月								
	・ 世 話 人	4年6ヶ月（平均）（障害福祉経験者 4 人/高齢福祉経験者 2 人/未経験0人）								
	・ 生活支援員	4年6ヶ月（平均）（障害福祉経験者 4 人/高齢福祉経験者 2 人/未経験 0 人）								
	サービス管理責任者以外に有資格者はいますか？ 医師、看護師、介護福祉士がおります。									
1－3 平日の職員シフト	9:00～18：00	2人	:	～	:	人				
	17：00～翌9：30	3人	:	～	:	人				
	6：30～9：30	2人	:	～	:	人				
	17：30～21：00	3人	:	～	:	人				
1－4 休日の職員シフト	9：00～17：00	2人	:	～	:	人				
	17：00～翌9：00	2人	:	～	:	人				
	: ~ :	人	:	～	:	人				
	: ~ :	人	:	～	:	人				

項目	【事業所記入欄】						
2 利用者状況 (年 月 日現在)	障害支援区分	人数		内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記		
	非該当	人			身体	総 数：	0 人
	区分 1	人				主に日中GHで過ごす人数：	
	区分 2	人			知的	総 数：	4 人
	区分 3	人				主に日中GHで過ごす人数：	
	区分 4	2 人			精神	総 数：	0 人
	区分 5	2 人				主に日中GHで過ごす人数：	
	区分 6	人			難病等	総 数：	0 人
	合計	4 人				主に日中GHで過ごす人数：	
2-2 利用者への 支給決定の実施主体	・千葉県市川市	2 人			人	人	
	・千葉県船橋市	2 人			人	人	
		人			人	人	
2-3 利用者の 相談支援専門員について	相談支援専門員がついている利用者の人数			4 人			
	市川市以外の事業所の相談員がついている利用者の人数			2 人			
2-3 その他	強度行動障害の方や医療的ケアが必要な方はいるか？：現在はおりません						

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
3 利用者の主な 日中の活動に ついて	主に日中GHで過ごす人に提供するサービスについて 日中はレクリエーションや買い物同行など提供しております。	外出時は必要であれば2人同行しているとお聞きました。 引き続き利用者に寄り添ったサービスの提供をお願いします。
	・外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数： 4 人	
4 利用者に対する 地域生活の支援 状況について	利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。 現在、日中は居られないので外出や余暇活動の支援はしていません。	
	感染症に対してどのような備えをしているか。 インフルエンザワクチンに関しては、利用者さんとスタッフに対して年一回無料接種しております。その他、一般的な感染症対策を行っております。	
	体験的利用等のニーズに対応しているか。 体験的利用をしていただいた後に、本入居としております。	引き続き体験的利用の対応をお願いします。

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
5 支援体制の確保について	入居者の急病など緊急時の支援体制が確保されているか。 必要時はスタッフが付き添い、病院に緊急受診するなど支援体制は確保されております。	引き続き支援体制の確保をお願いします。
	入浴用の介護リフト等の設備はあるか。 現在は介護リフトが必要な方はおられませんので設置はしていませんが、必要あれば導入予定です。	
	B C Pを策定しているか。 B C Pを策定しております。	
6 地域に開かれた運営について	家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。 町内会と連絡体制を構築しております。	開所前の挨拶や町内会への参加など、地域との繋がりを積極的に構築しているとお聞きました。またホームは2重窓にするなど防音対策が施されており、設計時から近隣へ配慮している点を評価できます。
	実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。	
	受け入れ人数 実 習 生： 0 人 ボランティア： 0 人	今後機会がありましたら、ぜひ受け入れをお願いします。

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
7 短期入所の併設 について	地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているか。	今の利用者を第一に考えた上で、無理のない範囲で受け入れをお願いします。
	短期入所実績 0 名	
	緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。	緊急の受け入れ相談があった際は、積極的な受け入れをお願いします。
	まだ受け入れ実績はございません。	
8 相談支援事業者 や他のサービス事業 所、医療機関との 連携状況について	相談支援事業者や他のサービス事業所と適切に連携をしているか。	相談支援事業者とは適宜連絡し、通所先とも送迎の際、睡眠や食事の状況を共有されているとお聞きました。 また、外部の訪問看護ステーション利用者も受入可としており、入居者は慣れている事業所をそのまま利用できます。
	相談支援事業者等と適切に連携しております。	
	・医療機関と適切に連携をしているか	
	当社の代表取締役が経営するよしみメンタルクリニック（精神科）およびその他の科の医療機関と適切に連携をしております。	
	・通常時、緊急時の通院同行に対応しているか。	
	必要時は通常時、緊急時の通院同行を行っております。	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	(1) 利用者の個別支援計画の内容は適切か。 (利用者の個別支援計画をご提出ください。氏名等は不要)	・個別支援計画の相談支援事業所への交付をお願いします。 ・個別支援計画は相談支援事業所と連携を図りながら、より具体的な内容を入れていただくようお願いします。
	適切と考えております。	
	(2) 虐待防止（身体拘束）に関する取り組みをしているか。	全従業員を対象に研修を行っており、虐待防止の取り組みができています。
	取り組みはしております。	
	(3) 適切な食事を提供（調理方法・品数・量など）しているか。	適切な食事を提供できています。（写真確認済） 今後とも利用者の健康管理を考慮した食事の提供をお願いします。
	しております。	
	(4) 可能であれば、事業所（グループホーム）における事業の実施状況を実際に現地で確認させてください。	ホームは、エレベーターの設置や、介助しやすいように広く作られたトイレ、お風呂等、利用者が過ごしやすい環境となっています。
	了解いたしました。	
	(5) 市川市自立支援協議会及び各部会にご出席の際は、実際に事業所（グループホーム）に勤務している方のご出席をお願いします（サービス管理責任者等）。	協議会等へのご出席をよろしくお願いします。
	了解いたしました。	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	(6) 社会福祉法第82条に基づきサービスに係る苦情を適切に解決するため第三者委員を置く場合、市川市自立支援協議会の構成メンバー等を選任することは可能か教えてください。 可能です。	
	(7) 管理者や従業者に対する研修の実施状況について教えてください（回数、内容等）。 虐待防止委員会（2回）、身体拘束適正化委員会（1回）	OJT、動画による研修も実施しているとのこと、今後も従業員に対する丁寧な研修の実施をお願いします。
	(8) 市川市では、面的な体制として整備する方向で、地域生活支援拠点等の整備を進めています。この趣旨をご理解いただき、面的な体制の一部として、地域の障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた支援体制づくりに、可能な限りにおいてご協力いただけますか。 （例：緊急時の短期入所利用の受入れ、病院や施設から地域生活へ移行するための地域生活の体験の機会の可能な限りご協力したいと考えております。	ご協力をお願いします。